

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの
締結に向けた担保措置について
(答申骨子案)

令和 7 年 月

【目次】

1. はじめに	1
2. 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置の基本的考え方	1
3. 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置	1
(1) 南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入るすべての観光用の船舶への適用	1
(2) 環境上の緊急事態	1
(3) 防止措置及び緊急時計画の作成等	1
(4) 迅速かつ効果的な対応措置	1
(5) 対応措置をとらない主宰者の責任	2
1) 国の主宰者（日本国政府）により対応措置がとられた場合の責任 ..	2
2) 他の締約国により対応措置がとられた場合の責任	2
3) いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合の対応	2
(6) 責任の限度額	2
(7) 他の締約国が対応措置をとった場合の請求の訴えに係る裁判管轄 ..	2
(8) 保険その他の金銭上の保証	3
(9) 雑則、罰則	3
4. 今後の課題	3

1. はじめに

○附属書VIの背景（南極における観光の現状と環境上の緊急事態が発生する懸念、交渉の開始から採択までの経緯）について、以下の資料をもとに記載。

【別添 1-1（参考）】南極条約と環境保護に関する南極条約議定書

【別添 1-2（参考）】南極環境保護法の概要

【別添 1-3（参考）】南極地域における観光の現状と附属書VIの作成経緯

【別添 1-4（参考）】附属書VIの概要、締結状況及びの担保内容の概要

2. 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置の基本的考え方

○締結の必要性、南極地域の環境の保護に関する法律の改正により附属書VIを担保すべきことについて、以下の資料をもとに記載。

【別添 2】附属書VIの締結の必要性及び国内担保措置の方向性

3. 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置

（1）南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入るすべての観光用の船舶への適用

○附属書VI第1条（適用範囲）で求められる措置と、国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載。

【別添 3-1】附属書VIの適用範囲

（2）環境上の緊急事態

○附属書VI第2条（定義）（b）（環境上の緊急事態）で求められる措置と、国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載。

【別添 3-2】「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

（3）防止措置及び緊急時計画の作成等

○附属書VI第3条（防止措置）、第4条（緊急時計画）で求められる措置と、国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載。

【別添 3-3】防止措置及び緊急時計画の作成

（4）迅速かつ効果的な対応措置

○附属書VI第5条（対応措置）で求められる措置と、国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載。

【別添 3-4】迅速かつ効果的な対応措置の実施について

1 **(5) 対応措置をとらない主宰者の責任**

2 **1) 国の主宰者（日本国政府）により対応措置がとられた場合の責任**

3 ○附属書VI第6条（責任）、第8条（免責）及び第9条（責任の限度額）で求
4 められる措置と、国の主宰者（日本国政府）により対応措置がとられた場合
5 に係る国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載（A 類型）。

6 【別添 3-5-1】対応措置をとらない主宰者の責任（A 類型：日本国政府によっ
7 て対応措置がとられた場合の責任）

8
9 **2) 他の締約国により対応措置がとられた場合の責任**

10 ○附属書VI第6条（責任）、第7条（訴えの提起）、第8条（免責）及び第9条
11 （責任の限度額）で求められる措置と、他の締約国により対応措置がとられ
12 た場合に係る国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載（B 類
13 型）。

14 【別添 3-5-2】対応措置をとらない主宰者の責任（B 類型：他の締約国によっ
15 て対応措置がとられた場合の責任）

16
17 **3) いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合の対応**

18 ○附属書VI第6条（責任）、第7条（訴えの提起）、第8条（免責）及び第9条
19 （責任の限度額）で求められる措置と、対応措置がとられなかった場合に係
20 る国内担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載（C 類型）。

21 【別添 3-5-3】対応措置をとらない主宰者の責任（C 類型：いずれの締約国も
22 対応措置をとらなかった場合の責任）

23 【別添 3-5-4】C 類型における賦課金算定委員会（仮）による算定方法（イメ
24 ージ）について

25
26 **(6) 責任の限度額**

27 ○附属書VI第9条（責任の限度額）で求められる措置と、国内担保措置の内容
28 について、以下の資料をもとに記載。

29 【別添 3-6】主宰者が負う責任の限度額について

30
31 **(7) 他の締約国が対応措置をとった場合の請求の訴えに係る裁判管轄**

32 ○附属書VI第7条（訴えの提起）1 及び 2 で求められる措置と、国内担保措置
33 の内容について、以下の資料をもとに記載。

34 【別添 3-7】他の締約国からの対応措置費用支払い請求に関する訴えに係る裁
35 判管轄

1 **（８）保険その他の金銭上の保証**

2 ○附属書Ⅵ第 11 条（保険その他の金銭上の保証）で求められる措置と、国内
3 担保措置の内容について、以下の資料をもとに記載。

4 【別添 3-8-1】A 類型、B 類型が発生した場合における金銭上の保証の例

5 【別添 3-8-2（参考）】他国における金銭上の保証の例

6
7 **（９）雑則、罰則**

8 ○附属書Ⅵに基づく義務を確実に履行するための措置について記載。

9
10
11 **４．今後の課題**

12 ○改正法を円滑に運用するために必要なガイドラインの作成

13 ○法律の運用実績をもとにした制度の点検及びガイドラインの点検

14 ○包括的責任制度構築に向けた附属書Ⅵの改正等の議論の注視

【南極条約】

- 1959年に日、米、英、仏、ソ連（当時）等12か国により採択され、1961年に発効。2025年1月現在、**締約国数は58**（日本は原署名国）。南緯60度以南の地域に適用。
- 南極条約は**南極地域の平和的目的の利用（第1条）、科学的調査の自由及び国際協力の促進（第2条、第3条）、領土権主張の凍結（第4条）、査察制度（第7条）**等を掲げる。
- 締約国の中でも、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施してきている国（29か国）は、**南極条約協議国**と称され、南極条約に基づき定期的に**南極条約協議国会議**（ATCM：Antarctic Treaty Consultative Meeting）を開催。

【環境保護に関する南極条約議定書】

- 1991年採択、1998年発効。**南極の環境と生態系を包括的に保護すること**を目的とする。
- 南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定。南極地域活動の環境に関する原則、鉱物資源に関する活動の禁止、環境影響評価義務等を規定するほか、具体的な措置は附属書に規定。
- 我が国は、1997年に寄託を行い、締結。**国内担保法として「南極地域の環境保護に関する法律（南極環境保護法、環境省主管）」を制定**。海域の科学的調査など特定の活動を除き、南極での全ての活動について、計画の主宰者が環境大臣に確認申請書を提出し、確認を受けることを義務づけている。
- 6つの附属書が採択されており、附属書VI以外は発効済み。
附属書Ⅰ：環境影響評価、附属書Ⅱ：南極の動物相及び植物相の保存、
附属書Ⅲ：廃棄物の処分及び廃棄物の管理、附属書Ⅳ：海洋汚染の防止、
附属書Ⅴ：南極特別保護地区等の保護及び管理、
附属書Ⅵ：環境上の緊急事態から生じる責任（未発効）



環境保護議定書及び附属書（I～V）と附属書VIの関係



環境省

- 議定書及び附属書 I、II、III、V は南極環境保護法、附属書 IV は海洋汚染防止法により担保。
- 附属書 VI により、環境上の緊急事態の防止措置や、環境上の緊急事態への対応措置、費用の支払い等の義務が追加。

【環境保護議定書の主な義務】

（議定書）

- 環境影響評価（附属書 I による）
- 緊急事態に対する迅速かつ効果的な対応措置、南極の環境及び生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事態に対応した緊急時計画の作成

（附属書 I：環境影響評価）

- 南極地域における活動による環境への影響に関して事前に評価

（附属書 II：南極の動物相及び植物相の保存）

- 動植物の保護及び非在来種等の持ち込みに関する制限

（附属書 III：廃棄物の処分及び廃棄物の管理）

- 廃棄物の量の削減、処分及び保管等の規制

（附属書 IV：海洋汚染の防止）

- 油や有害液体物質等の排出、プラスチック製品等の廃棄物の海洋投棄による処分及び汚水の排出の禁止
- 締約国による緊急時計画の作成（議定書第 15 条）

（附属書 V：南極特別保護地区等の保護及び管理）

- 南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物に関する保護及び管理

【国内法令による担保】

【南極環境保護法】

- 南極地域活動の環境大臣による確認の制度（確認を受けない南極地域活動の禁止）
- 確認の制度を通じた環境影響評価
- 行為規制（禁止・規制等）
 - 鉱物資源に関する活動の禁止
 - 南極地域の動物及び植物の保護（影響を及ぼす行為の禁止・規制、生きている生物の持ち込み禁止等）
 - 廃棄物の適正な処分と管理
 - 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護

【海洋汚染防止法】

- 我が国を旗国とする船舶について担保
- 排出規制等
- 緊急時計画の作成
- 油流出等の通報

附属書 VI：環境上の緊急事態から生じる責任（未発効）

- 環境上の緊急事態の防止措置や緊急時計画の作成
- 環境上の緊急事態への対応措置
- 対応措置がとられなかった場合の費用の支払い
- 金銭上の保証の維持

＜南極環境保護法の改正を検討＞

- 環境上の緊急事態を防ぐための 防止措置、緊急時計画の作成
- 環境上の緊急事態への 対応措置
- 対応措置がとられなかった場合の 費用の支払い
- 金銭上の保証の維持

(参考) 南極条約協議国会議 (ATCM : Antarctic Treaty Consultative Meeting)



- ◆ ATCMは、南極条約の協議国の代表が、南極地域の平和的利用、南極地域における科学研究の促進、生物資源の保護・保存等の南極条約の原則と目的を助長する措置等を立案し、審議し、及び各協議国政府に勧告するために参集する会議（基本的に年一回開催）。
- ◆ ATCM開催と同時に、環境保護議定書に基づき、環境保護に関する南極条約委員会（CEP : Committee for Environmental Protection）も開催される。CEPは、議定書の規定及び実施に関するATCMへの助言を行うことを目的として開催されるもの。
- ◆ ATCM及びCEPはそれぞれ南極条約事務局により設置されている。ATCM及びCEPの主催については、協議国がアルファベット順に持ち回ることが慣例となっているところ、2026年度には日本が32年ぶりに開催国を務める。会議は5月に約2週間、広島市での開催を予定しており、南極条約協議国及び非協議国42か国の代表、国際機関の関係者等約400名が参加する見込み。我が国はこれまで第6回（1970年、東京）及び第18回（1994年、京都）会合を開催。開催地を広島市とすることを2024年4月に3省（外務省・文科省・環境省）で発表。
- ◆ ATCM及びCEPでは、以下が審議、採択される。
 - ・ 措置：南極特別保護地区の指定及び管理計画の策定等。国内担保が必要。
（※すべての協議国が承認することで、すべての締約国に対して効力が発生（南極条約第9条4））
 - ・ 決議：法的拘束力をもたない勧告の性質をもつもの。
 - ・ 決定：南極の環境保護、南極観測に関する技術的な事項、南極条約事務局の運営、組織内部の事項を扱うもの（規則や予算等）。
- ◆ 最近のATCMにおける主な論点としては、近年活発になっている観光活動への対応や気候変動が南極地域に与える影響等が挙げられる。
- ◆ 第48回ATCMの概要
 - ・ 2026年5月、約12日間。
 - ・ 広島市（広島国際会議場）で開催。
 - ・ 南極条約協議国及び非協議国42か国の代表、国際機関の関係者等約400名が参加する見込み。



南極地域の環境の保護に関する法律（南極環境保護法）の概要

別添1-2
(参考)

- **環境保護に関する南極条約議定書を我が国において実施**するため、1997年に公布、1998年全面施行
↳ 南極の環境、生態系を包括的に保護することを目的とし、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定。
- **目的：南極地域の環境（生態系・固有の価値を含む）の保護**
議定書の的確かつ円滑な実施の確保、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

(主な内容)

- ① **南極環境保護のための基本的な配慮事項の制定**（第4条）
 - ・ 南極地域で活動を行う者の心構え（動植物に対する配慮、廃棄物処理に対する配慮 等）
- ② **全ての南極地域活動に対する環境アセスメント（確認申請制度）の実施**（第5条～第12条）
 - ・ 下記③の規制に対する適合性の確認、南極環境影響の程度の確認 等
 - ・ 南極環境影響の程度が軽微でないものについては、国際的縦覧手続きを実施
- ③ **個別行為の制限**（第13条～第20条）
 - ・ 鉱物資源に関する活動の禁止
 - ・ 南極地域の動物及び植物の保護（影響を及ぼす行為の禁止・規制、生きている生物の持ち込み禁止等）
 - ・ 廃棄物の適正な処分と管理
 - ・ 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護
- ④ **現地での監視、立入検査等**（第21条～第23条）
 - ・ 建築物や船舶等の立入検査、行為の実施者に対する報告の徴収 等
- ⑤ **その他雑則、罰則**（第24条～第33条）
 - ・ 緊急時（身体の保護や環境への著しい影響がでる場合）の適用除外
 - ・ 確認義務違反（6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金） 等

南極環境保護法に基づく確認申請の対象

南極地域活動を行う場合、南極環境保護法に基づく、環境大臣の確認の手続が必要。

環境大臣による確認対象

外務省による通告対象 (対ATCM)



南極地域観測事業

※航空機について
陸上の飛行は
通告対象

陸域における活動 (これと一体となって 実施する航行含む)



例：
上陸観光、
登山



例：
テレビ取材

特定活動以外の海 域での活動 (これ と一体となって実 施する航行含む)



例：海中の撮影
例：結果を公表しない科学的調査(海域)

特定活動

(法第3条第6号)

※海域での活動

- ・水産動植物の採捕
(法第3条第6号イ)
- ・船舶の航行又は
飛行機の海域の
上空飛行
(法第3条第6号ロ)



例：観光船
(上陸なし)



- ・結果を公表する科学的調査
(法第3条第6号ハ)



上陸を伴う

上陸を伴わない

確認の必要なし

「特定活動」を除く南極地域で行われるすべての活動が確認対象となる。

当該活動の主宰者が活動計画を環境大臣に申請し、南極環境保護法第7条に規定する環境影響に係る基準が満たされるか審査され、基準が満たされた場合に環境大臣の確認を受けることができる。

※ただし、日本以外の締約国において、当該締約国の法令であって南極環境保護法に相当するものに基づき、許可その他行政処分を受けた内容の場合、環境大臣へは行為者が届出を提出する。

日本で手続きされる南極地域活動の現状

- 南極環境保護法に基づき確認申請がなされる南極地域活動は、2024/25年シーズンは1件であり、我が国の南極地域観測事業によるもの【下記①】。
- 南極環境保護法に基づく確認申請及び届出の手続きが不要である、上陸を伴わない活動については、2024/25年シーズンに観光船で南極海域を航行するツアーが実施された例がある【下記②】。
- 日本の旅行会社が他国の事業者が主宰するツアーの参加枠を購入し、日本人向けに販売している例が多い。この場合、日本以外の締約国において、当該締約国の法令であって南極環境保護法に相当するものに基づき、許可その他行政処分を受けた内容であるとして、行為者が環境大臣届出を提出する（2024/25年シーズン、届出477件）【下記③】。
- 1998年に南極環境保護法が施行されて以降、現在に至るまで、上記の傾向に変化はない。

- 【①】 日本の主宰者（政府） ———— 南極地域観測隊（南極地域観測統合推進本部による南極地域観測事業）
- 【②】 日本の主宰者（民間） ———— 観光ツアーを主宰（2024/25年シーズンでは海域のみを航行する1社のみ）
- 【③】 他国の主宰者が実施するツアー枠を購入して販売

1. 附属書VIの作成経緯とステップ・バイ・ステップアプローチ

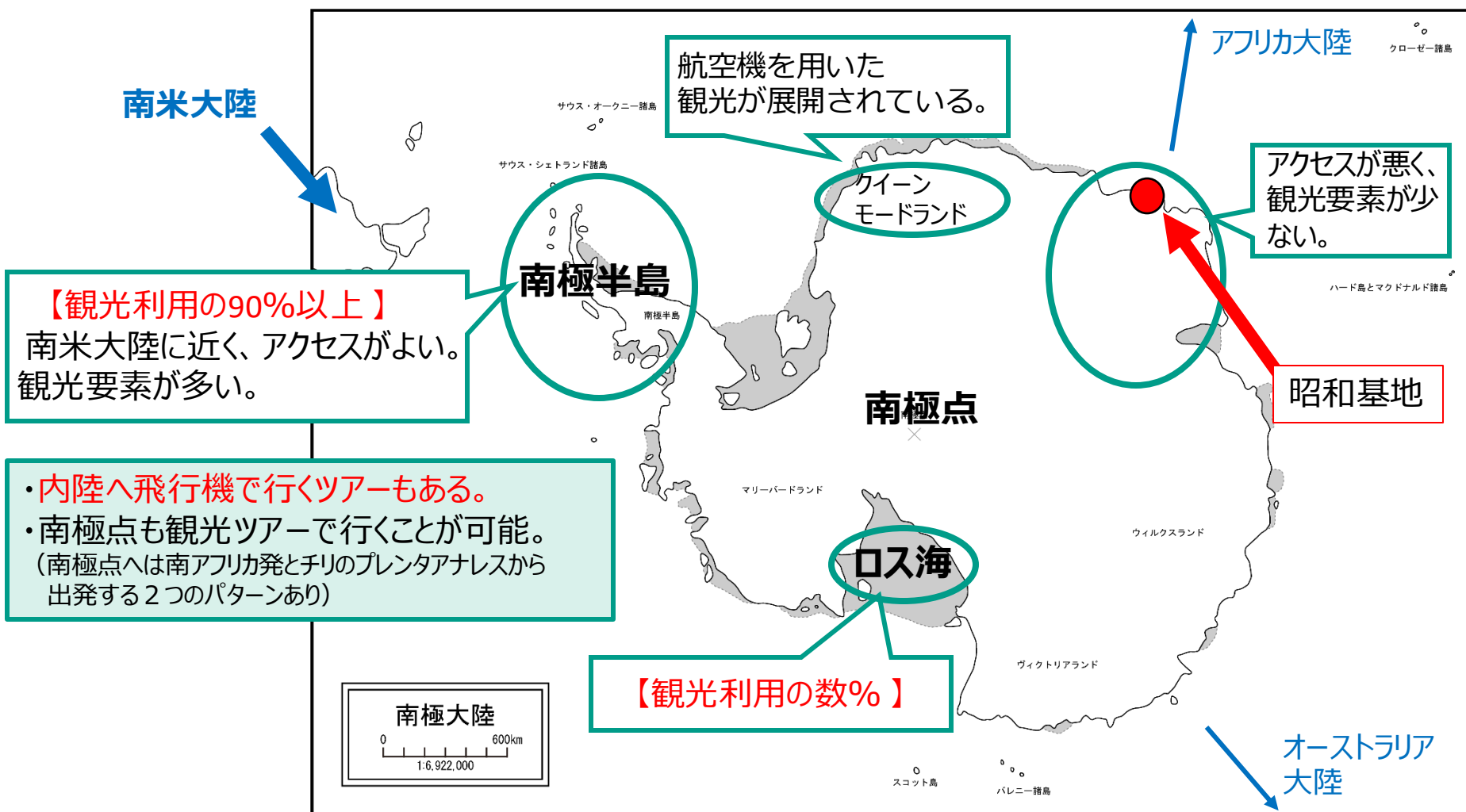
- 環境保護に関する南極条約議定書（1991年採択、1998年発効）第16条に責任に関する附属書を作成することが規定。
 - ※第16条 責任 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、（略）一又は二以上の附属書に含める。
- 第17回南極条約協議国会議（1992年）以降、専門家会合により附属書VIに関する議論が開始された。
- 議論では、①南極の環境損害に関する包括的な責任制度を実現するものとするのか（包括的アプローチ）、②議定書第15条の定める緊急時における対応措置の実効性向上に焦点をおいた責任制度とし、その後徐々に包括的な責任制度の構築に向けて交渉を重ねるのか（ステップ・バイ・ステップアプローチ）で締約国間で意見が対立。
- 第24回南極条約協議国会議（2001年）には、本附属書案について、②のステップ・バイ・ステップアプローチをとることについて大筋合意。以降、交渉がとりまとめに向けて加速。
- 第28回南極条約協議国会議（2005年）で、南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生じる責任）が採択。

2. 附属書VI交渉当時の南極地域における観光及び非政府活動の状況

- 2000年頃には南極大陸に上陸する観光旅行者数が1万人を超えて増加し、（※2025年は8万人程度）環境に対する影響と、観光及び非政府活動の増加と対処の必要性に関する認識が、南極条約協議国会議内で共有されていた。
- 2004年3月に「南極地域における観光及び非政府活動に関する専門家会合」が開催され、これら活動に関するモニタリング、累積的影響の評価、安全確保の必要性などが提言され、第27回南極条約協議国会議（2004年）においては、これに係る措置が採択。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（地域）

南極地域における観光のほとんどは、南極半島で行われている。
そのほか、ロス海における観光や、飛行機を活用した内陸へのツアーがある。



南極地域における観光及び非政府活動の現状（我が国主宰者）



日本国内事業者のうち自社でツアーを企画する企業は、令和7年1月時点で1社のみである。

【企画されたツアーの内容】

- 世界一周ツアーの一部として催行。南極半島近海を航行。
- 船舶
シンガポールの企業が運行するパナマ船籍の船体を借り上げ。 （※船舶所有企業はマーシャル諸島）
- 手続
上陸を伴わないため日本の南極環境保護法に基づく確認申請の手続なし。

【参考】

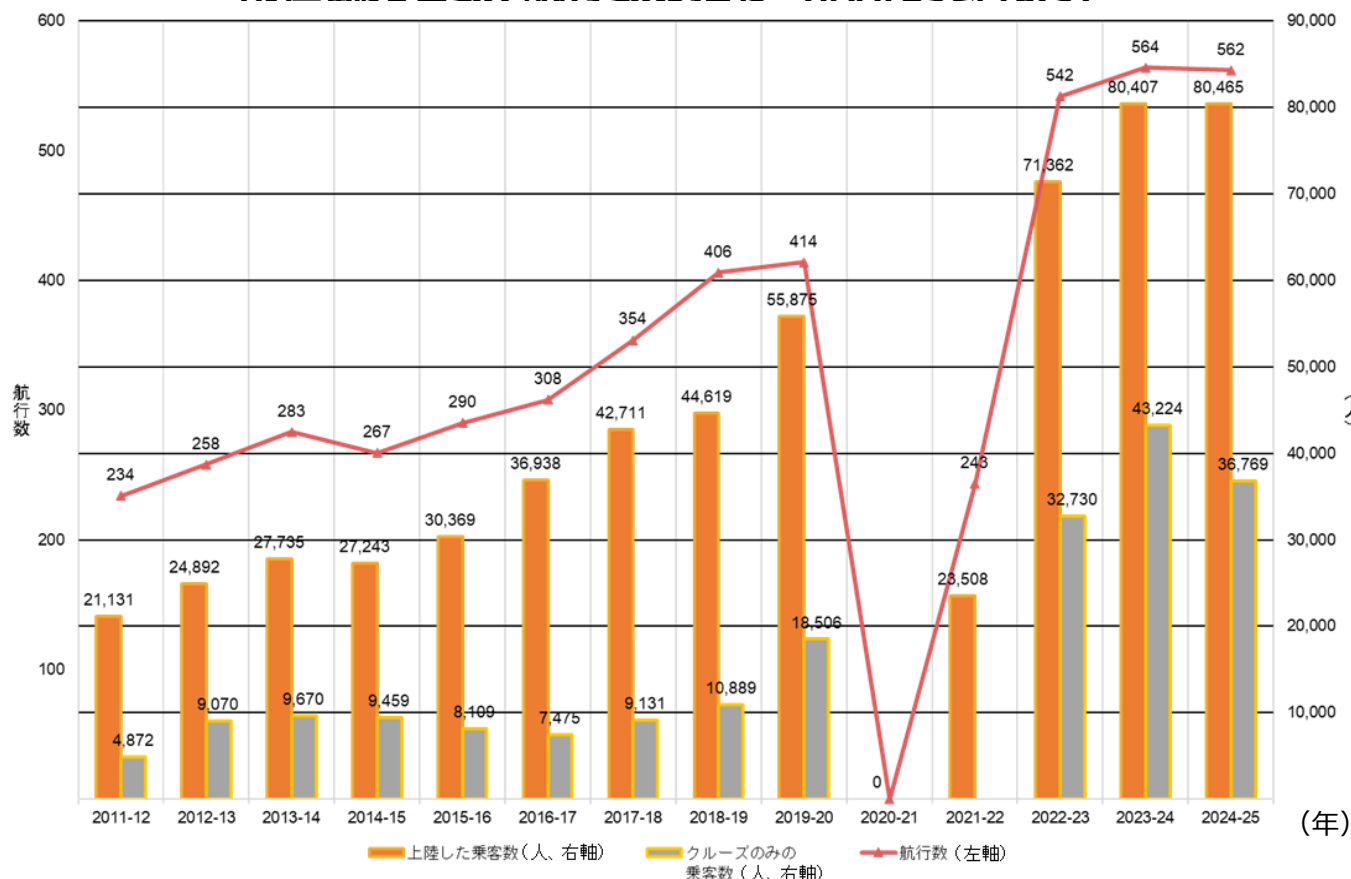
- 日本国内事業者が実施した過去のツアーについて
 - ・ 2009年～2017年
南極クルーズを4件催行した企業あり（1社、上陸なし、他国籍船使用）。
 - ・ 2015～2016年
南極クルーズを1件催行した企業あり（1社、上陸なし、日本船籍使用）。
 - ・ 2017年以降
日本の外航客船協会参加企業による南極クルーズツアーの催行なし。
- その他のツアー形態
日本国内事業者においては、現地の南極クルーズ船をチャーターし、現地クルーズ船会社が航路や日程を決定し、提供しているものを粹買いするツアー形態が大半を占める。
※法規制及び手続は現地南極クルーズ船会社が各国の手続に基づき実施。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（観光客数推移）



南極の観光客数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受けた2021-22年シーズンを除き、増加傾向にある。航行数も増加している。

南極観光者数、航行数の推移（IAATO資料より）



【参考】

IAATO (The International Association of Antarctica Tour Operators、国際南極旅行業協会)

- ・世界各国から集まった100以上の企業や団体が構成される民間の国際組織。
- ・安全で環境に配慮した民間セクターによる南極観光を提唱、促進、実践。

出所：IAATO, “IAATO Overview of Antarctic Tourism: A Historical Review of Growth, the 2021-22 Season, and Preliminary Estimates for 2022-23” 及び IAATO, “IAATO Overview of Antarctic Vessel Tourism: The 2023-24 Season, and Preliminary Estimates for 2024-25”, IAATO, “IAATO Overview of Antarctic Vessel Tourism: The 2024-25 Season, and Preliminary Estimates for 2025-26”をもとに作成。2020-21については、欠測。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（国別主宰者内訳）



IAATO加盟オペレーターの国籍別航行数（2024-25年シーズン）は、583であり、多いのは、米国（312；53.5%）、オーストラリア（47；8.1%）、チリ（43；7.4%）等であった。なお、これらツアーに、日本国籍の旅行者からの届出が477件あった（2024-25年シーズン）。

IAATO加盟オペレーターの国籍別航行数の内訳（2024-25年シーズン）

観光の種類	アルゼンチン	オーストラリア	ベルギー	カナダ	チリ	フランス	ドイツ	オランダ	ニュージージーランド	ノルウェー	ポーランド	スペイン	英国	米国	
①クルーズ船観光のみ（半島地域）														21	21
②航空巡航観光（半島地域）		13			36									73	122
③海上観光（大陸／ロス海）						2	1		2					3	8
④伝統的な海上観光（半島地域）※1	16	29		13	7	35	9	38		17			35	212	411
⑤ヨット観光（半島地域）		5	1			2		2			3	3	2	3	21
合計（船舶数）	16	47	1	13	43	39	10	40	2	17	3	3	37	312	583※2

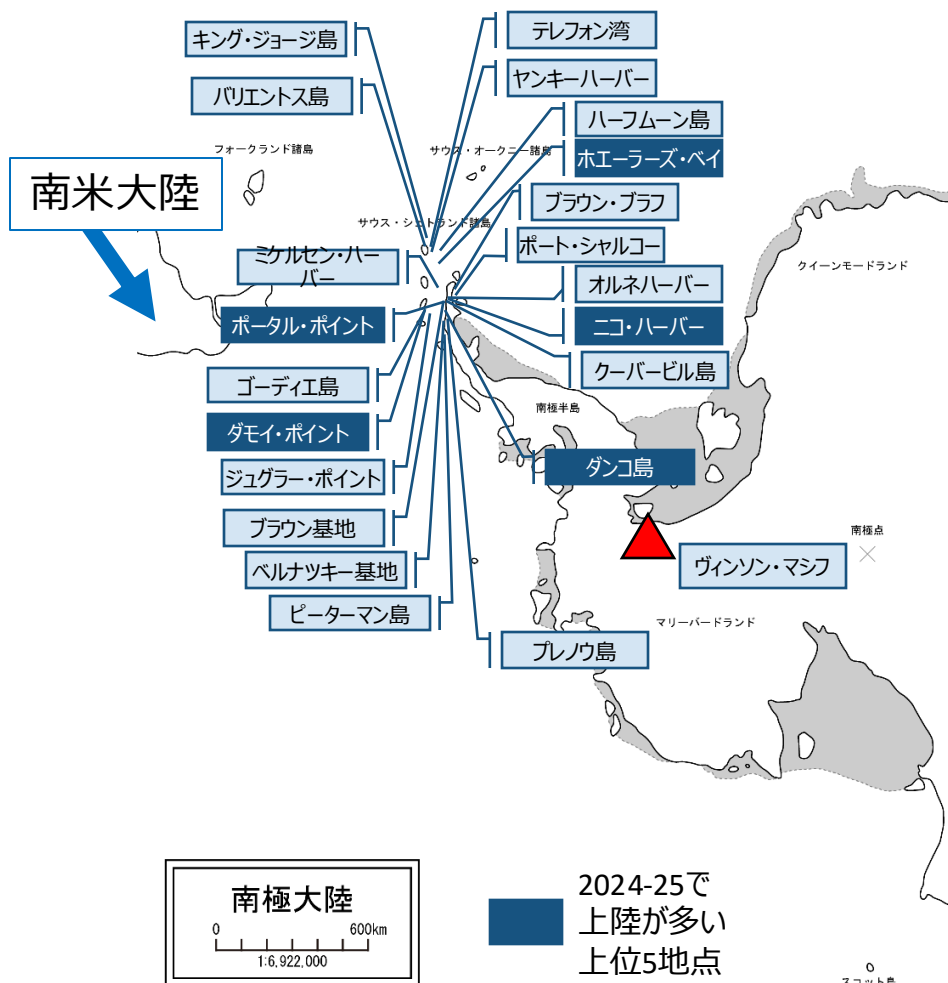
※1・・・「④伝統的な海上観光観光」は、南極半島とその周辺の島々に乗客を小型の観測船で上陸させる観光のこと。

※2・・・前ページの航行数の推移の表中、2024-25年シーズン[562]とは数字が異なる。その要因は不明。

出所：IAATO, "IAATO Overview of Antarctic Vessel Tourism: The 2024-25 Season, and Preliminary Estimates for 2025-26," June 2025をもとに作成。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（上陸地点）

IAATO加盟事業者による観光活動による上陸地点は、南極半島沖合の島々（ニコ・ハーバー、ホエーラーズ・ベイ等）が多い。島へは、小型船によって上陸する。



主な上陸地点（2021-22～2024-25年シーズン）

（上陸が多い上位5地点を色付け）

（単位：件数）

上陸地点	2021/22	2022/23	2023/24	2024/25
ゴードイエ島	33	148	20	99
ニコ・ハーバー	94	179	193	220
クーバービル島	126	202	183	107*
ホエーラーズ・ベイ	85	169	183	194
ハーフムーン島	78	130	132	132
ブラウン基地	40	61	65	57
ダンコ島	80	153	145	173
ジュグラ・ポイント	38	76	62	72
ピーターマン島	45	143	148	135
ブラウン・ブラフ	68	83	105	30*
ミケルセン・ハーバー （ダイノー島）	59	128	135	134
ダモイ・ポイント/ ドリアン湾	71	188	157	157
アイチオー諸島- バリエント島	18	40	45	42
ポータル・ポイント	61	160	175	184
ベルナツキー基地	3	5	22	26
オルネハーバー	49	95	122	101
ヤンキーハーバー	29	84	64	85
プレノウ島	21	52	70	44
テレフォン湾	29	97	82	83
ポート・シャルコー	33	106	127	79
合計	1,060	2,299	2,235	2,017

* 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）予防のため、ブラウン・ブラフは2024年12月12日～2025年2月26日まで、クーバービル島は2024年12月11日～2025年1月22日まで閉鎖

南極地域における観光及び非政府活動の現状（船舶以外の活動内容）



南極の内陸遠隔地（deep field）観光及び航空観光に参加する観光客は南極観光の約1%程度（※注）。
これらの観光プログラムと参加者の内訳は以下のとおり。

※注 2024-25シーズン
①奥地等観光者数：985人
②上陸者数：80,455人
③クルーズのみ乗客数：36,769人
⇒①÷（②＋③）＝0.84%

南極の内陸遠隔地観光及び航空観光のプログラム及び参加する観光者数の内訳（2021-22～2024-25年シーズン）
（単位：件数）

プログラム/年シーズン	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
コウテイペンギンのコロニー訪問	200	215	220	265
遠距離（deep field）体験（キャンプ、スキー、登山、スカイダイビング、サイクリング等）	151	66	67	66
遠距離飛行（例：到達不能極（Pole of inaccessibility）への飛行等）	0	2	0	10
空路での南極点（South pole）訪問	116	173	232	220
南極点スキー探検	6	23	16	17
南極点自動車探検	13	3	3	0
南緯89度線（last degree）探検	33	60	47	41
南極横断（スキー又は車）	13	18	6	7
ヴィンソン・マシフ訪問	175	143	147	135
マラソン	57	124	73	164
キング・ジョージ島日帰り旅行	6	68	44	60
合計	770	895	855	985

前文

- 南極の環境並びにこれに依存し、及び関連する生態系に対する環境上の緊急事態の影響を防止し、最小にし、及び封じ込めることの重要性を認識

適用範囲（第1条）

- 南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光船に関連する南極条約地域における環境上の緊急事態。

環境上の緊急事態の範囲の想定（第2条（b））

- 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生後に発生した偶然の事故であって、かつ、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

合理的な防止措置及び緊急時計画の作成等（第3条、第4条）

- 主宰者に「防止措置」及び「緊急時計画の作成」の義務付け。

対応措置（第5条）

- 環境上の緊急事態を起こした場合の迅速かつ効果的な「対応措置」の義務付け。

対応措置をとらない南極地域活動の主宰者の責任（第6条、第7条、第8条、第9条）

- 環境上の緊急事態を引き起こしたが、主宰者が対応措置をとれない場合
 - 締約国によって対応措置がとられた場合
 - ✓ 主宰者は締約国によってとられた対応措置の費用を支払う責任を負う。
 - いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合
 - ✓ 主宰者はとられるべきであった対応措置の費用を基金、締約国等に支払う責任を負う。

保険その他の金銭上の保証（第11条）

- 締約国が対応措置とった場合の費用を支払う責任を対象とする適切な保険その他の金銭上の保証（銀行又はこれに類する金融機関の保証等）を維持することを義務づける。

対応措置の実施及び対応措置をとらない南極地域活動の主宰者の責任に関する 附属書VI関係条文と、A・B・C類型（附属書VI第5条・第6条の概要）



「環境上の緊急事態」 の発生

【主宰者】 迅速かつ効果的な 対応措置

第5条1
各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。

とられなかった

とられた

（対応終了）

【主宰者の締約国】 迅速かつ効果的な 対応措置

第5条2
主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、当該対応措置（当該対応措置を自らに代わってとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

とられなかった

とられた

A類型 主宰者の締約国への 費用支払い責任

第6条1
主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国に対し、当該締約国が前条2の規定に従ってとる対応措置の費用を支払う責任を負う。

【他の締約国】 迅速かつ効果的な 対応措置

第5条2
主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、当該対応措置（当該対応措置を自らに代わってとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

とられなかった

とられた

B類型 主宰者の他の締約国 への費用支払い責任

第6条1
主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国に対し、当該締約国が前条2の規定に従ってとる対応措置の費用を支払う責任を負う。

いずれの締約国も対応 措置をとらなかったとき

C類型 とられるべきであった対応 措置の費用支払い責任

第6条2
(a) 国の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、当該主宰者は、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払う責任を負う。
(b) 国以外の主宰者（略）は、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。

附属書VIを締結した国（2025年4月現在、19カ国）

①オーストラリア、②チリ、③エクアドル、④フィンランド、⑤フランス、⑥ドイツ、⑦イタリア、⑧オランダ、⑨ニュージーランド、⑩ノルウェー、⑪ペルー、⑫ポーランド、⑬ロシア、⑭南アフリカ、⑮スペイン、⑯スウェーデン、⑰ウクライナ、⑱英国、⑲ウルグアイ

➤ 発効には、採択当時の全ての協議国（28か国）の締結が必要

➤ 現時点で、日本を含む9カ国が未締結

（①アルゼンチン、②ベルギー、③ブラジル、④ブルガリア、⑤中国、⑥インド、⑦日本、⑧韓国、⑨米国）

（参考）

ドイツ南極責任法における対応措置をとらない事業者の費用負担制度（附属書第6条～第9条）

【A類型】ドイツ政府が対応措置をとった場合

- ・ 事業者に履行命令を課することを前提としない広い意味での代執行の仕組みを定め、支払い義務には行政執行法を適用し徴収を確保する。

【B類型】他の締約国が対応措置をとった場合

- ・ 対応措置をとった締約国に対し、費用を支払う公法上の義務を定め、行政裁判所における行政訴訟で求償させる。

【C類型】いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合

- ・ いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合の補填支払い義務を定め、義務と金額を行政行為により確定し、支払い義務には行政執行法を適用し、徴収を確保する。

各国における附属書VI担保内容の概要



環境省

国名	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
国内法名 称 附属書VI	Gesetz zur Ausführung der Anlage VI des Umweltschutzprotokolls zum Antarktis-Vertrag über die Haftung bei Umweltgefahrenfällen vom 14. Juni 2005 (Antarktis-Haftungsgesetz – AntHafG)	Antarctic Science and Conservation Modernization Act (1st session H.R. 5948) (12.11.2021, 法案)	Antarctic Act 2013, Chapter 15 ※改正された法律: Antarctic Act 1994	Antarctic Treaty (Environment Protection) Amendment Act 2012 ※改正された法律: Antarctic Treaty (Environment Protection) Act 1980	Antarctica (Environmental Protection; Liability Annex) Amendment Act 2012 (Public Act 2012 No85) ※改正された法律: Antarctica (Environmental Protection) Act 1994	Regulations relating to protection of the environment and safety in Antarctica (Royal Decree of 26 April 2013)
第1条 適用範囲 第2条	・対象となる事業者: 南極で実施される活動を実施する自然人、法人または組合(§ 2(11)) ・ただし、以下を除く。 a) 上記の自然人、法人、組合の雇用者、受託者、再受託者、代理人、職員である自然人・法人 b) 国家事業者の名において受託者、再受託者として活動する法人・組合(§ 2(11))	・民間事業者: 政府事業者、政府事業者の受託者を除く(§ 3(28)) ・事業者の定義: 南極地域での活動を合衆国において組織する人、主たる事業所・居所が合衆国内に存在する人、並びに合衆国の法人で外国で南極活動を組織する人(§ 3(27)) ・事業者に含まれないもの: 南極活動を組織する人の従業員・受託者・代理人、および政府事業者の代理を務める受託者、遺棄活動のみを組織する人((§ 3(27))(A)(B)(C))	・除外される人: 被雇用者として従事する個人、軍隊・予備役の一員として任務遂行中の場合(§ 1(1)) ・除外される活動: 利益のための漁業、南極外が直接目的の場合(§ 9(3)) ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課されない(2(4)・3(4))	・事業者の定義: 南極活動を組織する・組織を意図するもの(サブセクション3(1)) ・事業者に含まれないもの: 当該活動組織者に代わって行動する請負人・下請け人、被雇用者・請負人・下請け人の個人(サブセクション3(1)) ※費用償還命令の対象は締約国政府を除く。(130CF(1)/130G(1)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4): オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に限定する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの授権及びその職員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車 ・オーストラリアの所有物	・事業者の定義: 南極地方への探検を主催する人(37B) ・事業者に含まれないもの: a) 国家事業者の代理として行動する契約者・下請契約者(37B) b) 業務を提供する従業員、契約者、下請契約者、代理人(37B)	・ノルウェー国民、ノルウェーの船舶、ノルウェーの船舶・航空機、ノルウェーに居住する外国人、ノルウェー国内で組織されたまたはノルウェーから南極へ直接向かい南極活動に参加する又は責任のある外国人 ・適用除外: 他の英訳国で承認された活動を実施する人、漁労活動を行う船舶、公海上を航行する船舶(§ 2) ・責任ある事業者に含まれないもの: 南極活動を組織する自然人・法人の被雇用者・請負人等、国家事業者の代わりに活動する請負人等(§ 3(c))
環境上の緊急事態の定義	・環境に有害な緊急事態: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす又は差し迫って影響をもたらすおそれのある偶発的事象(§ 2(8))	・環境上の緊急事態の定義: 附属書VI発効後に発生し、南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、または差し迫って影響をもたらすおそれのある事象(§ 3(25))	・「環境上の緊急事態」とは、南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、又は、差し迫って影響をもたらす偶発的事象(13(3))	・環境上の緊急事態の定義: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、又は差し迫って影響をもたらすおそれのある事象(サブセクション3(1))	・環境上の緊急事態の定義: 南極の環境に重大な差影響をもたらす、又はその差し迫ったおそれがあり、かつ本法の発効より後に発生する事故事象(37B)	・急性の汚染: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす又は差し迫ってこうした影響をもたらす事象(§ 3(e))
用語の定義等	独: Umweltgefährdender Notfall 機械翻訳した場合、environmentally hazardous emergencyと訳	environmental emergency	environmental emergency	environmental emergency	environmental emergency	語: akutt forurensning 機械翻訳した場合、「acute pollution」(急性の汚染)と訳 参考: Lovdata(ノルウェー法律省とオスロ大学法学部によって設立された民間団体)のWeb上に掲載されている英訳版(ノルウェー-気候-環境省訳) Regulations relating to the protection of the environment and safety in Antarctica – Lovdata では、「environmental emergency」と訳記
第3条 未然防止措置	・事業者は、遅くとも南極での活動開始までに現状技術による合理的な未然防止措置を講じる。(§ 3(1)) ・未然防止措置の内容は附属書第3条と同様の規定(§ 3(2))	・附属書第3条と同様の規定(§ 4B) ・「未然防止措置」に適用される「合理的」の範囲は、適切で実行可能かつ、比例原則に適合した措置または行動を意味し、客観的な基準および情報の利用可能性に基づく措置を指し、以下が考慮される(§ 3(2B)) ・南極環境へのリスクおよびその自然回復の速度、人間生命と安全へのリスク、技術的・経済的実現(§ 3(2B)(A)(B)(C))	・南極で活動する人は未然防止措置を講じなくてはならない。 ・違反に対しては罰則適用対象。(5(2)/(7)/(9))	未然防止措置の実施が南極での活動許可の取得条件として義務づけられている(13BE(a))	(記載なし)	・責任ある事業者は環境上の緊急事態をもたらす環境被害のリスクを減らすため未然防止措置を取らなくてはならない。(§ 10)
第4条 緊急時計画	附属書第4条1-2と同様の規定(§ 4)	附属書第4条1-2と同様の規定(§ 4C)	・南極で活動する人は緊急時計画を策定しなくてはならない。 ・違反に対しては罰則適用対象。(5(4)/(8)-(9))	緊急時計画の保持が南極での活動許可の取得条件として義務づけられている(13BE(b))	(記載なし)	(記載なし)
第5条 対応措置	・事業者の活動または事業者のために当該活動を実施する第3者の活動により、緊急事態が発生した場合、遅滞なく対応措置を講じる。(§ 5) ・事業者は緊急事態、対応措置の経過と結果について速報環境庁に遅滞なく報告する。(§ 5(1)) ・速報環境庁は緊急事態と対応措置について南極条約事務局に報告する。(§ 5(2)/(9))	附属書第5条1と同様の規定(§ 4D) ・「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後に、その環境緊急事態の影響を回避し、軽減し、または抑制するために講じられる合理的な措置を指す。その目的のため、適切な状況下での活動を含むものとし、当該緊急事態の範囲とその影響を特定することを含む(§ 3(2B))	・対応措置を取る義務を課す(1(1)) ・緊急事態を認識した事業者は直ちに直ちに通告する。(7) ・大臣は緊急事態を引き起こしていると思われる場合、事業者に情報提供を求めることができる。(8)	・緊急事態が生じた場合は直ちにその旨を大臣または権限を付与された当局者に通知する。(130B) ・迅速かつ効果的な対応措置を取る。(130C) ・大臣は事業者に対し、緊急事態に関する指示を書面によって与えることができる。(130D)	・緊急事態が発生させた・発見した事業者は直ちに通知する。(37D) ・事業者は迅速かつ効果的な対応措置を取る。(37D)	・事業者は効果的な措置を遅滞なく取る。(§ 28) ・緊急事態を発見した人は、直ちにノルウェー極地研究所(Norwegian Polar Institute)に通知する。(§ 26)
対応措置義務違反	・対応措置を取らなかった事業者には、最大5万ユーロの罰金を科す。(§ 17(2)) ・故意に対応措置を取らず、人や動物植物に危害を与えた事業者には、最長5年の禁固または罰金刑を科す。(§ 18)	・対応措置を取らなかった民間事業者はその費用を締約国に支払う義務がある。(§ 6A(a)(i)) ・民間事業者は、潜在的な責任を負う他の民間事業者にも提出を求めて訴訟を提起することができる。(§ 6A(a))	・事業者が措置を取らない場合は罰則が適用される(禁固刑・罰金)(1(1)-(5))	・事業者が対応措置を取らない場合は、刑事罰及び民事罰が適用される(130C(3)-(4))	・対応措置を取らなかった事業者はいずれも罰則適用対象。(37C/37D)	
第6条 責任: いずれかの締約国が対応措置を取った場合	・事業者は、対応措置を取った締約国に対して、対応措置に対する費用を支払う責任を有する。(§ 9)	・対応措置を取らなかった民間事業者はその費用を締約国に支払う義務がある。(§ 6A(a)(i)) ・民間事業者は、潜在的な責任を負う他の民間事業者にも提出を求めて訴訟を提起することができる。(§ 6A(a))	・事業者は措置を取った締約国に対し、措置に要した費用を支払う。(2)	・大臣または締約国の申請に基づき、対応措置を取らなかった事業者に対し、裁判所は対応措置を取った締約国に金額を支払うことを命ずることができる。(130F)	・対応措置を取らない事業者は費用を措置を取った締約国に支払う。(37E(2))	・対応措置を取らない事業者は、締約国に費用を支払う。(§ 27)

1

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度



事業者の締約国が対応措置をとる場合（A類型）

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	連邦環境庁は対応措置義務を負う事業者とは別の事業者に対応措置の実施を契約で委託でき、その費用に対応措置義務を負う事業者に要求する。(§ 8(1)(2)) 事業者は、対応措置を講じた締約国に対して、対応措置に対する費用を支払う責任を有する。(§ 9)	省または他の機関が講じた対応措置の費用を支払う責任を有する(§ 6A(i)(ii))	英国政府に対し、措置に要した費用と同等の額を支払う責任を有する(2(2)) ※対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(1(2)・(3))	費用償還命令(裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの) 民事上の債務として扱われる(13CH) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰及び民事罰は別途あり(13CC(3)・(4))	対応措置に要した費用を支払う義務を負う(37E(2)) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(37D)	対応措置を取った締約国に損害(措置の費用と同等)を支払う(第27節)
求償手続き	(締約国による対応措置の費用(§ 9)の支払責任を有する非国家事業者に対して、行政訴訟を行うことができる。(§ 14))	措置費用の回収のための民事訴訟を提起できる(§ 6A(i)(ii))	大臣によって訴訟が行われることがある(2(5)) 回収されそうにない場合、裁判所は罰金として回収することを考慮する(1(4))	費用償還命令(裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの)	費用支払い命令を上級裁判所に申請できる(37E(3))	損害賠償請求を行うことができる(第32節)
請求者(原告)	連邦環境庁(§ 10(3))	措置を講じた省庁又はその他の機関(§ 6A(i)(ii))	大臣(2(5))	大臣(13CF(4)(a))	大臣(37E(3))	ノルウェー極地研究所(第32節)
被請求者(被告)	非国家事業者(§ 14(14)) ・定義: 国家事業者ではない事業者 (注) 国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))	民間事業者(§ 6A(i)) ※事業者... ・南極での活動を ・合衆国において組織する人、又は ・外国で活動を組織する人であって、当人の主たる事業所もしくは常居所が合衆国内に存在する場合又は合衆国で法人化されている場合(§ 3(27))	非国家事業者(2(2)) ・活動を組織する人が英国に拠点を有し、又は ・当該活動が英国と関連している場合 ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課されない(2(4))	非国家事業者(13CF(1)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4): オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に関連する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車の乗員 ・オーストラリアの所有物	非国家事業者(ニュージーランドの事業者又は在住の事業者)(37E(1)) ※ニュージーランドの事業者...事業者がニュージーランドに在住、又は、ニュージーランドを最終出発地として南極へ向かう、又は、ニュージーランドの船舶もしくは航空機を使用する事業者(37B) ※事業者には国家事業者を含まない。	責任ある非国家事業者(第32節) ※本規則の適用範囲: ・ノルウェー国民、 ・ノルウェー法人、 ・ノルウェー船舶・航空機、 ・ノルウェーに居住する外国人、 ・ノルウェー国内で組織された又はノルウェーから直接南極に向かう南極活動に参加する外国人又はその活動の責任者(第2節)
管轄裁判所	(明文規定なし)	管轄地方裁判所 (当該事業者の存在する・居住する・事業を行う場所の管轄の地方裁判所(§ 6A(n)))	(詳細不明)	裁判所(13CF) ※裁判所...連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980, 3)	上級裁判所(37E(3))	事業者が登記するあるいは、その本社又は居所を構える国家の裁判所 (当該国家に対応する法律がない又は当該国家が締約国ではない場合はオースロ地方裁判所)(第32節)

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度



他の締約国が対応措置をとる場合（B類型）

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	事業者は、対応措置を講じた締約国に対して、対応措置に対する費用を支払う責任を有する。(§ 9)	当該政府が講じた対応措置の費用を支払う責任を有する(§ 6A(a))	当該締約国に対し、措置に要した費用と同等の額を支払う責任を有する(2(3)) ※対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(1(2)・(3))	費用償還命令(申請に基づき、裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの)(13CF) 民事上の債務(13CH) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰及び民事罰は別途あり(13CG(3)・(4))	対応措置に要した費用を支払う義務を負う(37E(2)) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(37D)	対応措置を取った締約国に損害(措置の費用と同等)を支払う(第27節)
求償手続き	締約国による対応措置の費用(§ 9)の支払責任を有する非国家事業者に対して、行政訴訟を行うことができる。(§ 14)	措置費用の回収のための民事訴訟を提起することができる(§ 6A(a))	大臣によって訴訟が行われることがある(2(5)) 回収されそうにない場合、裁判所は罰金として回収することを考慮する(1(4))	費用償還命令(申請に基づき、裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの)(13CF)	上級裁判所において費用の支払いを求める命令を申請できる。(37E)	損害賠償請求(第27節)
請求者(原告)	対応措置を講じた締約国(§ 14)	措置費用を講じた締約国政府(§ 6A(a))	大臣も含む(2(5))	当該締約国(13CF(4)(b))	対応措置を取った締約国を代表する人(37E(3))	ノルウェー極地研究所(第32節)
被請求者(被告)	非国家事業者(§ 14(14)) ・定義: 国家事業者ではない事業者 (注) 国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))	民間事業者(§ 6A(i)) ※事業者… 南極での活動を ・合衆国において組織する人、又は ・外国で活動を組織する人であって、当人の主たる事業所もしくは常居所が合衆国内に存在する場合又は合衆国で法人化されている場合(§ 3(27))	非国家事業者(2(2)) ・活動を組織する人が英国に拠点を有し、又は ・当該活動が英国と関連している場合 ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課されない(2(4))	非国家事業者(13CF(1)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4): オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に関連する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車の乗員 ・オーストラリアの所有物	非国家事業者(ニュージーランドの事業者又は在住の事業者)(37E(1)) ※ニュージーランドの事業者…事業者が ・ニュージーランド在住、 ・ニュージーランドを最終出発地として南極へ向かう、又は、 ・ニュージーランドの船舶もしくは航空機を使用する事業者(37B) ※事業者には国家事業者を含まない。	責任ある非国家事業者(第32節) ※本規則の適用範囲: ・ノルウェー国民、 ・ノルウェー法人、 ・ノルウェー船舶・航空機、 ・ノルウェーに居住する外国人、 ・ノルウェー国内で組織された又はノルウェーから直接南極に向かう南極活動に参加する外国人又はその活動の責任者(第2節)
管轄裁判所	(明文規定なし)	管轄地方裁判所 (当該事業者の存在する・居住する・事業を行う場所の管轄の地方裁判所(§ 6A(n))	(詳細不明)	裁判所(13CF) ※裁判所…連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980, 3)	上級裁判所(37E(3))	事業者が登記するあるいは、その本社又は居所を構える国家の裁判所 (当該国家に対応する法律がない又は当該国家が締約国ではない場合はオースロ地方裁判所)(第32節)
支払先	対応措置を講じた締約国(§ 9)	対応措置を講じた締約国政府(§ 6A(a))	当該締約国(2(2))	当該締約国(13CF(4)(b))	対応措置を取った締約国(37E(2))	対応措置を取った締約国(第27節)

いずれの締約国も対応措置をとらない場合（C類型：国の主宰者）

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	国家事業者は、南極環境責任基金に対し賠償額を支払う責任を有する。（§ 10 (3)）	(法案による明文規定なし)	大臣は、南極環境責任基金に対し、対応措置に要した回収可能な費用と同等の額を支払う責任がある。（3(2)） 「回収可能な費用」：当該活動を組織する人が合理的、迅速、かつ効果的な対応措置を取った場合要したであろう費用（3(5)）	(改正法による明文規定なし)	(改正法による明文規定なし)	事業者は対応措置が取られていた場合に負うであろう費用と同額の賠償を支払う（第28節）
求償手続き	(明文規定なし) 注)ドイツ政府の法案説明資料によれば、環境保護に関する南極条約議定書第18-20条の国家間手続きが適用される。		(改正法による明文規定なし)			賠償の支払い（第28節）
請求者（原告）	連邦環境庁（§ 15(1)）		(改正法による明文規定なし)			ノルウェー極地研究所（第28節）
被請求者（被告）	国家事業者（§ 10(3)） ・国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者（§ 14(13)）		(大臣（3(2)）)			責任ある事業者（第28節） ※責任ある事業者・・・政府又は非政府を問わず、南極における活動を組織する法人又は自然人
管轄裁判所	(明文規定なし)		(改正法による明文規定なし)			(明文規定なし)
支払先	南極責任基金（§ 10(3)）		南極環境責任基金（3(2)）			ノルウェー極地研究所に支払われた後、南極条約事務局の管理する基金に支払われる（第28節）
費用の査定	事業者からの意見聴取の後、連邦環境庁が決定する（§ 15(1)）		(改正法による明文規定なし)			ノルウェー極地研究所は、 ・環境上の緊急事態の範囲 ・その影響の制限・回避に要する合理的な費用の評価に基づく賠償額を決定する（第28節）

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度



いずれの締約国も対応措置をとらない場合（C類型：国以外の主宰者）

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	非国家事業者は、連邦環境庁に対し賠償額を支払う責任を有する。(§ 10(3))	(事業者の支払い責任について明示する記述なし)	南極環境責任基金に対し、対応措置に要した回収可能な費用と同等の額を支払う責任がある。(3(3)) 「回収可能な費用」：当該活動を組織する人が合理的、迅速、かつ効果的な対応を地を取った場合に要したであろう費用(3(5))	費用償還命令(13CG) 民事上の債務(13CH) 支払額：取られるべきだった対応措置の費用 ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰及び民事罰は別途あり(13CC(3)-(4))	取るべきであった対応措置の費用を支払う義務を負う(37F(2)) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(37D)	事業者は対応措置が取られていた場合に負うであろう費用と同額の賠償を支払う(第28節)
求償手続き	・求償に関する行政手続きは連邦環境庁が管轄する。(§ 15(1)) ・執行に当たっては、連邦行政執行法が適用される。(§ 15(2))	・理事長は、譲じなくてはならなかった対応措置の費用を査定する。理事長は本サブセクション実施のための規則を公布する権限が与えられる。(§ 6A(j)(1)) ・費用査定のために意見聴取を行う。証人の出頭拒否は認められず、当該出頭命令に従わない場合は、処罰の対象となる。(§ 6A(j)(2)) ・費用査定・事実認定等のために沿岸警備隊は無償で協力する。(§ 6A(j)(4)) ・理事長は行政手続きを開始する。(§ 6A(j)(5)) ・費用を査定された事業者が支払わない場合は、理事長はその人が発見される(is found)・居住する・事業を行う地区の合衆国地方裁判所で民事訴訟を提起するよう司法長官に要求できる。(§ 6A(j)(7))	大臣に支払われるべき債務として大臣により回収される(3(6)) 裁判所が事業者の支払い責任を認めた場合、大臣は支払いを要求できる。 回収されそうにない場合、裁判所は罰金として回収することを考慮する(1(4))	費用償還命令 (裁判所は大臣の申請を受け、連邦に対し金額を支払うことを命ずることができる。)(13CG)	上級裁判所において費用の支払いを求める命令を申請できる。(37F)	賠償の支払い(第28節)
請求者(原告)	連邦環境庁(§ 15(1))	NSF理事長(§ 6A(j)(1))	大臣(3(6))	大臣(13CG)	・大臣、又は ・他の締約国の代表(37F(3))	ノルウェー極地研究所(第28節)
被請求者(被告)	非国家事業者(§ 14(14)) ・定義：国家事業者ではない事業者 (注)国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))	民間事業者(§ 6A(i)) ※事業者… 南極での活動を ・合衆国において組織する人、又は ・外国で活動を組織する人であって、当人の主たる事業所もしくは常居所が合衆国内に存在する場合又は合衆国で法人化されている場合(§ 3(27))	事業者(3(3)) ・活動を組織する人が英国に拠点を有し、又は ・当該活動が英国と関連している場合、それを組織する人 ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課せられない(3(4))	非国家事業者(13CG(1)(c)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲外においては以下に関連する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車の乗員 ・オーストラリアの所有物	非国家事業者(ニュージーランドの事業者又は在住の事業者)(37F(1)) ※ニュージーランドの事業者…事業者が ・ニュージーランド在住、 ・ニュージーランドを最終出発地として南極へ向かう、又は、 ・ニュージーランドの船舶もしくは航空機を使用する事業者(37B) ※事業者には国家事業者を含まない。	責任ある事業者(第28節) ※責任ある事業者…政府又は非政府を問わず、南極における活動を組織する法人又は自然人
管轄裁判所	(明文規定なし)	(民事訴訟に至った場合) 合衆国地方裁判所 ・その人が発見された地区、 ・居住する地区、又は ・事業を行う地区の管轄裁判所(§ 6A(n))	裁判所3(7)	裁判所(13CG) ※裁判所…連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980, 3)	上級裁判所	(明文規定なし)
支払先	・連邦環境庁(§ 10(3)) ・連邦環境庁は、非国家事業者からの賠償金を受領した場合、同額を南極責任基金に支払う。(§ 10(3))	・徴収した金と同等の金額が附属書第12条の基金に転移される(§ 6A(m))。	・南極環境責任基金、又は ・大臣が適切とみなす人(3(6))	オーストラリア連邦(13CG) →大臣が適宜基金に支払う(13CM)	・環境保護基金への直接的な支払い 又は ・省への支払い 省は受け取った金額を直接環境保護基金へ支払う(37F(5))	ノルウェー極地研究所 →南極条約事務局の管理する基金(第28節)
費用の査定	事業者からの意見聴取の後、連邦環境庁が決定する(§ 15(1))	理事長が意見聴取の後、査定(§ 6A(j)(2)) 譲じなければならなかった対応措置の費用をできる限り反映する(§ 6A(j)(4))	(改正法による明文規定なし)	(改正法による明文規定なし)	(改正法による明文規定なし)	ノルウェー極地研究所は、 ・環境上の緊急事態の範囲 ・その影響の制限・回避に要する合理的な費用の評価に基づく補償額を決定する(第28節)

【背景】

- 近年、南極地域における国外事業者の観光が活発化しており、船舶からの油流出事故等による環境汚染が懸念されている。南極はどこの国の領土でもないため、対応措置が迅速に行われない可能性がある。
- **南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生じる責任）が2005年に採択。**
 [南極条約地域（南緯60度以南の地域）において環境上の緊急事態に対応するため、防止措置や緊急時計画の作成、緊急事態への対応措置、費用の支払い、訴え等について定める。]
- 附属書VIの発効には、採択当時の全ての協議国（28か国）の締結が必要であり、**我が国含め9か国が未締結**のため未発効。

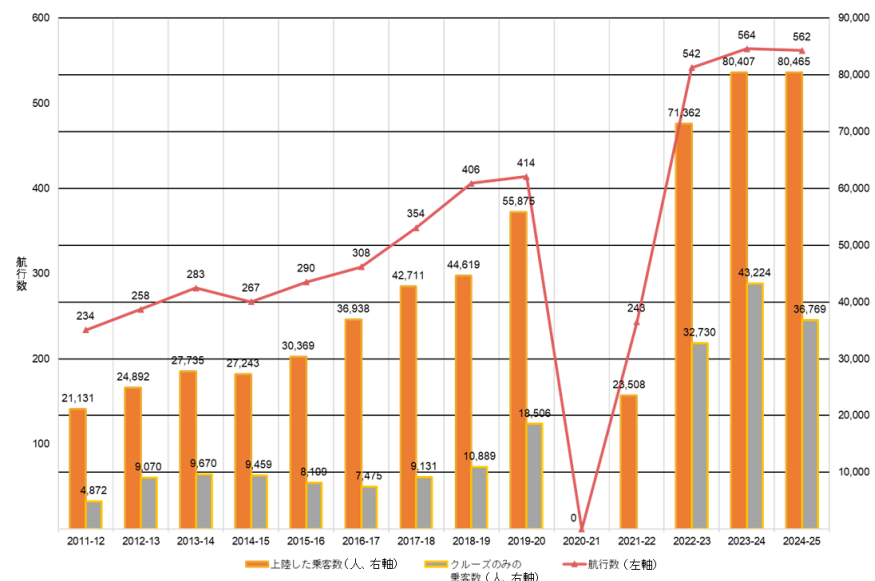
【締結の必要性】

- 南極地域における観光者数は、コロナ禍により一時的に減少したものの、年々増加傾向にあり、附属書VIが想定する油流出事故等の環境上の緊急事態の懸念は高まっている。
- 日本は、南極の原生的な自然環境の科学的価値を重視する立場であり、日本の南極地域活動による環境上の緊急事態の未然防止、対応措置の実施を確保し、もって南極地域の環境の保護に関する国際協力を推進する必要がある。
- また、2026年の南極条約協議国会議ホスト国の立場から、同年の協議国会議までに締結の見通しを立てる必要がある。

【国内担保措置の方向性】

- 日本は、附属書VIの締結に向け、**南極環境保護法の改正で国内担保**する方向で検討を進めてきた。

南極地域における観光の推移（IAATO報告書より作成）



附属書VI 第1条（適用範囲）

- ① 南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの
- ② 南極条約地域に入る全ての観光船に関連する南極条約地域における環境上の緊急事態。

■ 「南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの」の対象について

- ・ 南極条約第7条5により事前の通告を行うべき活動とは、航行、上空飛行、漁獲の自由、科学的調査の自由等公海の自由に該当する活動を除いた、南極条約地域における政府及び非政府のすべての活動
- ・ ただし、公海の自由に該当する活動のうち、いわゆる陸域における活動を一体なものとして観念され得る活動は、事前の通告を行うべき活動に含まれる。

(参考) 南極条約第7条5の通告対象、議定書、南極環境保護法の関係



■ 南極条約 第七条5

各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、**事前に通告を行なう**。

- (a) 自国の船舶又は国民が参加する南極地域向けの又は同地域にあるすべての探検隊及び自国の領域内で組織され、又は同領域から出発するすべての探検隊
- (b) 自国の国民が占拠する南極地域におけるすべての基地
- (c) 第一条2に定める条件に従って南極地域に送り込むための軍の要員又は備品

■ 環境保護に関する南極条約議定書 (環境影響評価の対象)

第三条 環境に関する原則

- 4 南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、**南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの** (関連する後方支援活動を含む。)については、
 - (a) この条に定める原則に適合する方法で行う。
 - (b) この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し又は取りやめる。

事前に通告を行う対象活動

(日本政府の解釈)

航行、上空飛行、漁獲の自由、科学的調査の自由等公海の自由に該当する活動を除いた、南極条約地域における政府及び非政府のすべての活動であると解される。

原則一致

※ただし、海域の南極地区別保護地区の航行は法の対象

環境影響評価(確認)を行う対象活動: 南極環境保護法の対象

「海域における活動以外の南極地域活動と一体となって行われるもの(上陸を伴うクルーズ観光)」は、「公海の自由」には該当しないため(南極条約第七条5の事前の通告の対象であるため)、確認対象とする。

環境大臣による確認対象

外務省による通告対象

(対他の締約国)



南極地域観測事業

※航空機について
陸上の飛行は
通告対象

陸域における活動 (これと一体となって実施する航行含む)



例:
上陸観光、登山



例:
テレビ取材

特定活動以外の 海域での活動 (これと一体となって実施する航行含む)



例: 海中の撮影
例: 結果を公表しない科学的調査(海域)
例: 南極特別保護地区(海域)の航行

特定活動 ※海域での活動 (法第3条第6号)

・水産動植物の採捕
(法第3条第6号イ)



・船舶の航行又は飛行機の上空飛行
(法第3条第6号ロ)



観光船
(上陸なし)



・結果を公表することとされている科学的調査
(法第3条第6号ハ)



上陸を伴う

上陸を伴わない

概要

- 附属書VIに規定する環境上の緊急事態について、南極環境保護法に定義規定を置く。

【附属書VIにおける記載】

第二条 定義

- (b) 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生の後に発生した偶然の事故であって、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

対応案

(南極環境保護法の改正等)

- ・ 定義の規定に、環境上の緊急事態【仮】を追加。その内容は、附属書VIに沿う簡潔な規定とする。
(例) 南極地域の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし又は及ぼす急迫したおそれのある偶然の事故であると環境大臣が認めるものをいう。
- ・ 環境上の緊急事態【仮】への該当の判断については、南極環境に影響のある「偶然の事故」について通報の義務を課し、通報された内容をもとに環境大臣が判断し、以降のプロセスを進めることとする（※詳細は「迅速かつ効果的な対応措置の定義及び基準」参照）。
- ・ 南極地域活動が、日本船舶により実施されている部分については、海洋汚染防止法の規定によることとする。
- ・ 緊急時計画に基づく対応、環境上の緊急事態【仮】への対応措置（第24条に規定する適用除外に該当しないもの）については、南極環境保護法違反（第5条の確認に係る南極地域活動以外の活動の制限違反）にならないよう、適用除外に関する規定を拡充する。

※以下の資料についても、（附属書VIに規定されているenvironmental emergencyの和訳としての「環境上の緊急事態」ではなく、）南極環境保護法において規定することが想定されている環境上の緊急事態については、その文言（規定ぶり）を検討中であり、未確定であることを留意。

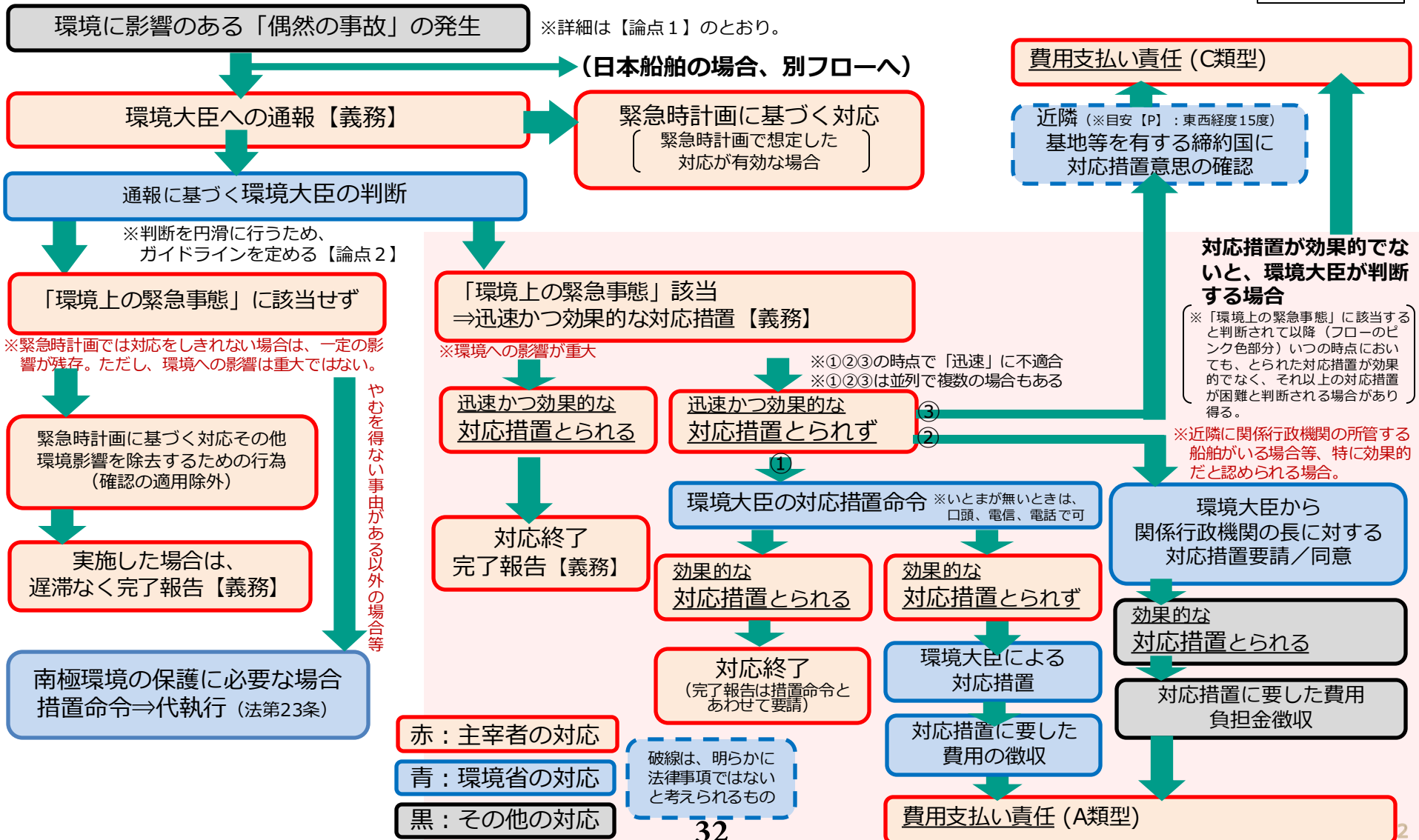
※こうした事情から以下の資料では、「環境上の緊急事態」と「 」を付して記載した。

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー



- ・ 主宰者に対して、環境に影響のある「偶然的事故」が発生した場合に通報の義務を課し、通報された内容を基に、「重大かつ有害な影響」のある「環境上の緊急事態」か、個別に判断する。

A類型
C類型



「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

【論点1】環境大臣への通報義務を課す、環境に影響のある「偶発の事故」の定義

○通報義務の設定

主宰者は、次に掲げるすべてに該当する事故又は事象が生じたときは環境大臣に通報しなければならないこととする。

なお、事故又は事象の発生要因については、人為に起因する場合、自然現象に起因する場合、その両方に起因する場合であることを問わないこととする。

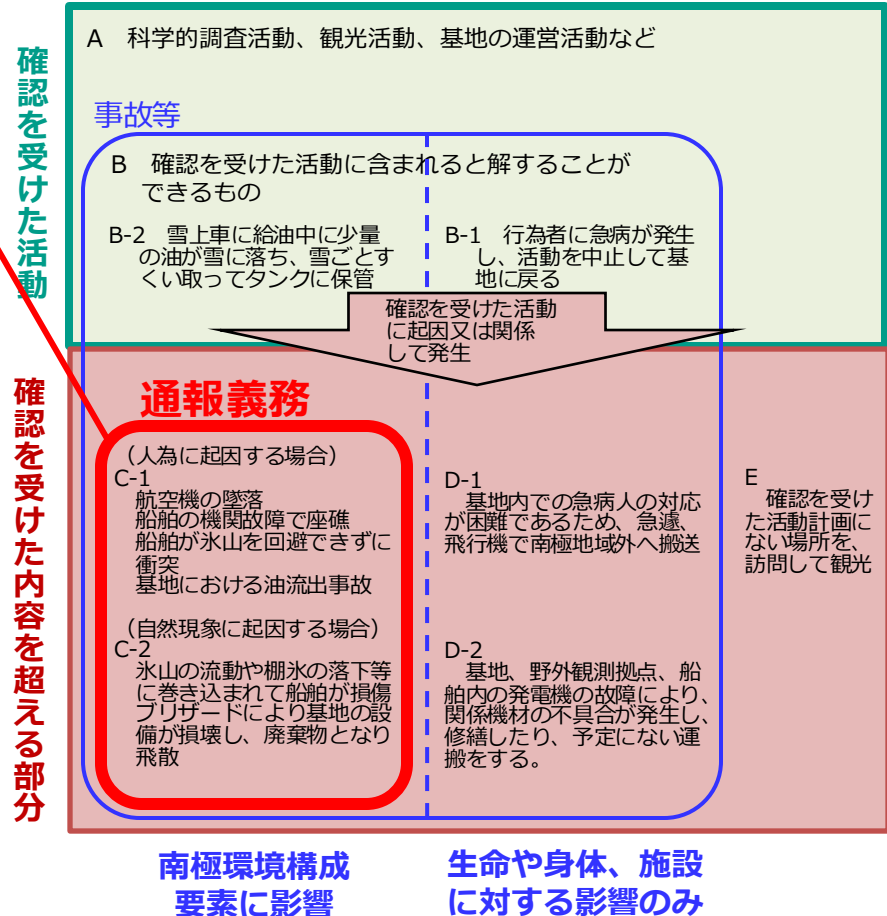
①南極環境構成要素に影響を及ぼす事故又は事象

（※専ら人の生命や身体、施設に対する影響のみにとどまるものは、①の対象外）

②法第7条第1項に基づき確認を受けた南極地域活動に含まれると解することができないもの（例:C-1）

③南極環境に対する影響評価がなされていない事故又は事象（※南極環境影響：法第3条第8号）（例：C-2）

南極地域活動（事例）と通報との関係



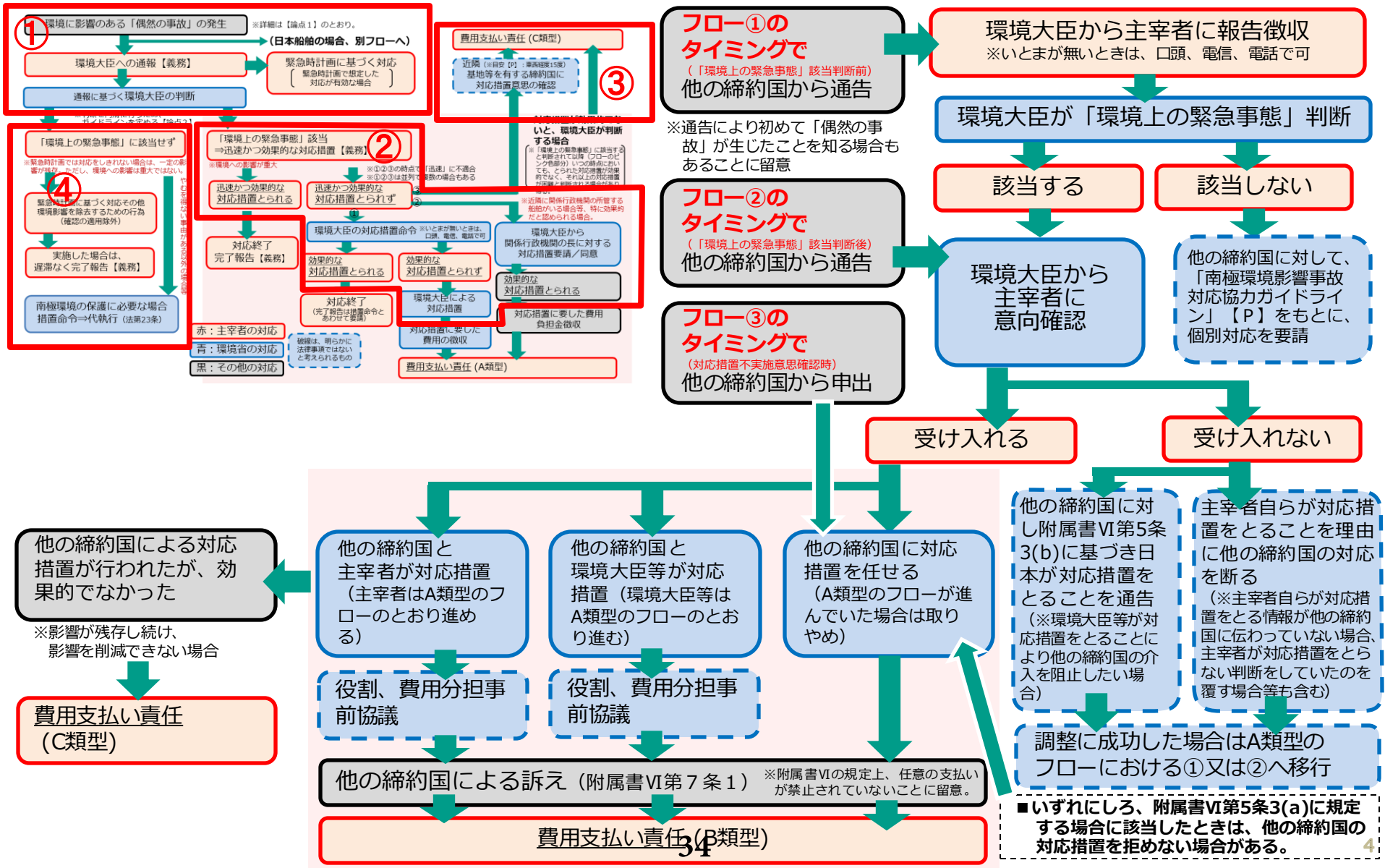
【補足】

- ・上記Dの事例の活動は、法第24条に基づく適用除外となる場合があり、実施状況の報告が必要。
- ・上記Eの事例の活動は、南極環境保護法の違反であり、違反処理を行うこととなる。
- ・なお、確認申請を全くしていない活動により発生した事故等についても、通報義務があることとなる。
この場合、通報義務の要件のうち③がない分、通報の範囲が広がることとなる。
しかし、そもそも活動自体の違反処理が必要な状況にあるため、通報の範囲が広がることは差し支えない。

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

B類型
C類型

- 他の締約国から、附属書VI第5条3に基づき対応措置をとることを希望する通告があった場合は、通告のタイミングに応じて、次のとおり対応（通告のタイミングはコントロールできないことに留意）。



- ・ B類型に該当する事案が発生した場合において、前ページのフローに沿った対応を円滑に進めるため、「南極環境影響事故対応協力ガイドライン」【P】を作成する。

【南極環境影響事故対応協力ガイドライン】【P】（骨子案）

①「環境上の緊急事態」に該当しない事案における他の締約国との対応協力

- ・ 「環境上の緊急事態」に該当しない程度の「偶然の事故」についても、他の締約国の主宰者が協力して原状回復やこれに代わるべき措置について対応することは差し支えない。
- ・ ただし、「環境上の緊急事態」に該当せず、附属書VIに基づく費用償還の仕組みを適用できないため、他の締約国の主宰者が対応を始める前に、当事者同士であらかじめ取扱いを定め、トラブル防止に努めること。

②他の締約国による対応措置の実施時における連絡調整

- ・ 他の締約国に対応措置を任せる場合や、他の締約国と主宰者が共同して対応措置をとる場合について、環境省において対応措置の実施状況を把握し、必要に応じて、他の締約国との間の連絡調整や助言等を行う。

③フローに記載した事項以外の事象への対応

- ・ フローに記載した事項以外の事象が生じた場合には、その都度個別に判断することを記載する。
- ・ 例えば、**フロー④のタイミング**で、他の締約国から対応措置をとる希望について通告があった場合、環境上の緊急事態には該当しないとして理解を求めることが考えられる。

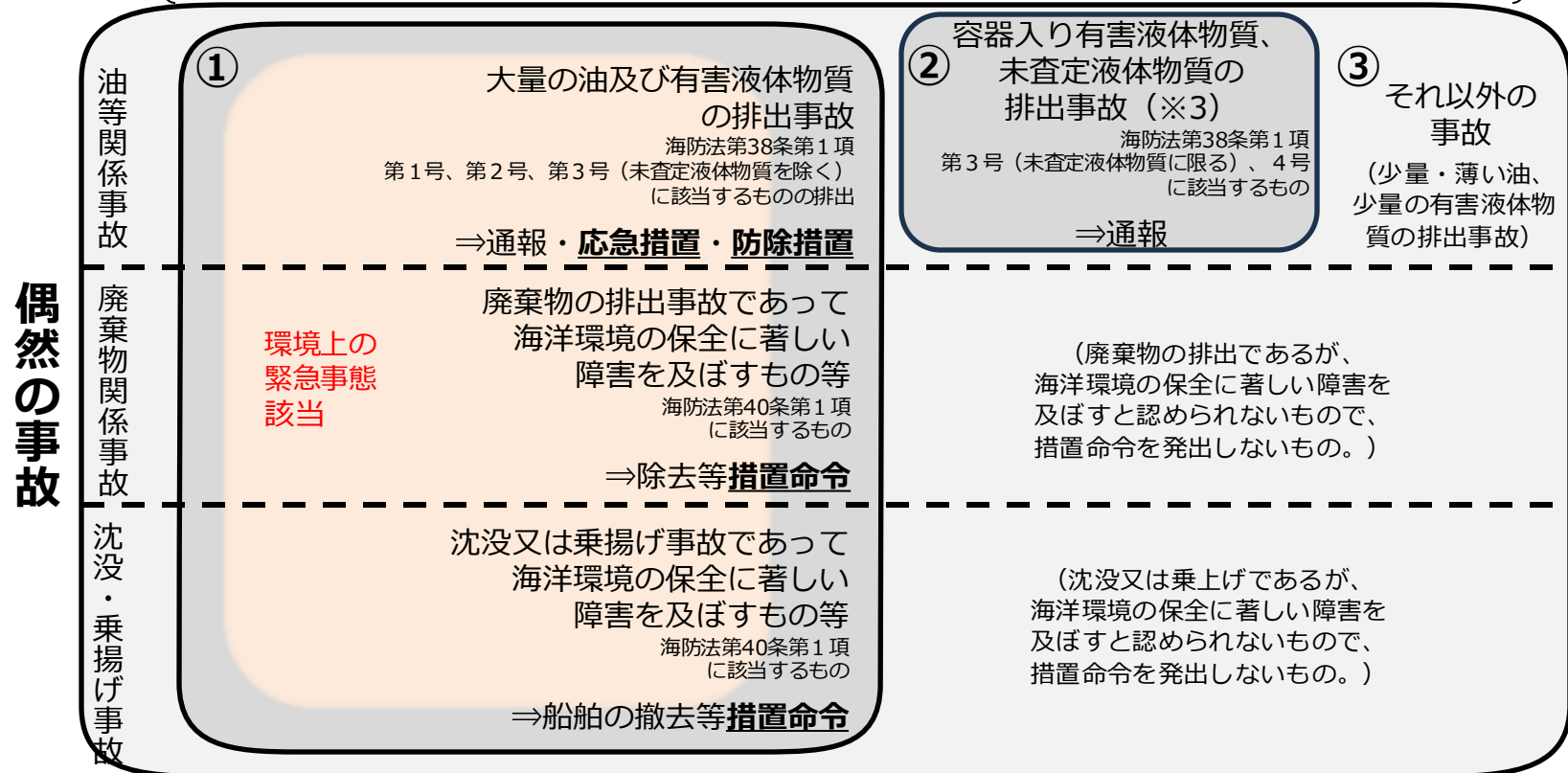
など

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

- ・南極地域を航行する日本船舶については海洋汚染防止法が適用されている。
- ・海洋汚染防止法における大量の油及び有害液体物質の排出、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼす廃棄物等の排出、船舶の沈没又は乗揚げのうち、海洋環境に重大かつ有害な影響を及ぼすものを、附属書Ⅵに規定する「環境上の緊急事態」に該当するものと解釈する。
- ・海洋汚染防止法の運用により、日本船舶にかかる上記の事故については、結果として附属書Ⅵで求められる要求は満たされるものと取り扱う。

海洋汚染防止法の観点から整理した、附属書Ⅵにおける「偶然的事故」と「環境上の緊急事態」の関係

※1 下記の「偶然的事故」が船舶同士の衝突、冰山等への衝突、海岸への乗揚げ、船上火災、機関故障等、各種海難に起因する場合もあり



※2 「環境上の緊急事態」は、上記①と同一と“みなす”ことも考えられる。

※3 例外的であると考えられるものの、②に該当する事故であっても状況によっては「環境上の緊急事態」に該当するようなケースもありうる。その対応はp.8のとおり。

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

- ①日本船舶に起因する環境上の緊急事態に該当する「偶然的事故」の対応フローは次のとおり。

①「偶然的事故」の発生

大量の油及び有害液体物質
の排出事故

〔 海防法第38条第1項第1号・第2号
・第3号（未査定液体物質を除く）に該当するもの 〕

船長：海上保安機関に直ちに通報
（海防法第38条）

海洋汚染防止法による下記の対応

- 船長直ちに応急措置義務（海防法第39条第1項）
- 船舶所有者等防除措置義務（海防法第39条第2項）
- 防除措置命令（海防法第39条第3項） など

※海上保安庁長官による防除措置（海防法第41条第1項）
や、海上災害防止センターへの防除指示（海防法第42条
の15第1項）の規定もあるが、はるか遠隔地であること
からこれら機関が現場に赴いて対応することは不可能。

廃棄物の排出事故であって
海洋環境の保全に
著しい障害を及ぼすもの等
（海防法第40条第1項に該当するもの）

沈没又は乗揚げ事故であって
海洋環境の保全に
著しい障害を及ぼすもの等
（海防法第40条第1項に該当するもの）

海洋汚染防止法による下記の対応

○廃棄物等の除去、船舶の撤去等の汚染防止のための措置命令（海防法第40条） など

※海上保安庁長官による防除措置（海防法第41条第1項）や、海上災害防止センターへの防除指示（海防法第42条の15第1項）の規定もあるが、はるか遠隔地であることからこれら機関が現場に赴いて対応することは不可能。

措置命令発出と同時に、
南極環境保護法適用除外の発動
（緊急時計画に基づく対応～費用支払責任 A類型）

主宰者が、環境大臣に通報【義務】

※緊急時計画において「偶然的事故」が発生した場合に、船長の主宰者への協力を確保する。

南極環境保護法適用除外の発動
（緊急時計画に基づく以後の対応～
費用支払責任 A類型）

※次ページ③のフローで動いていたものが、左記に該当するものとの判断に変更される場合も有りうる。

海洋汚染
防止法

南極環境
保護法

赤：主宰者の対応

青：環境省の対応

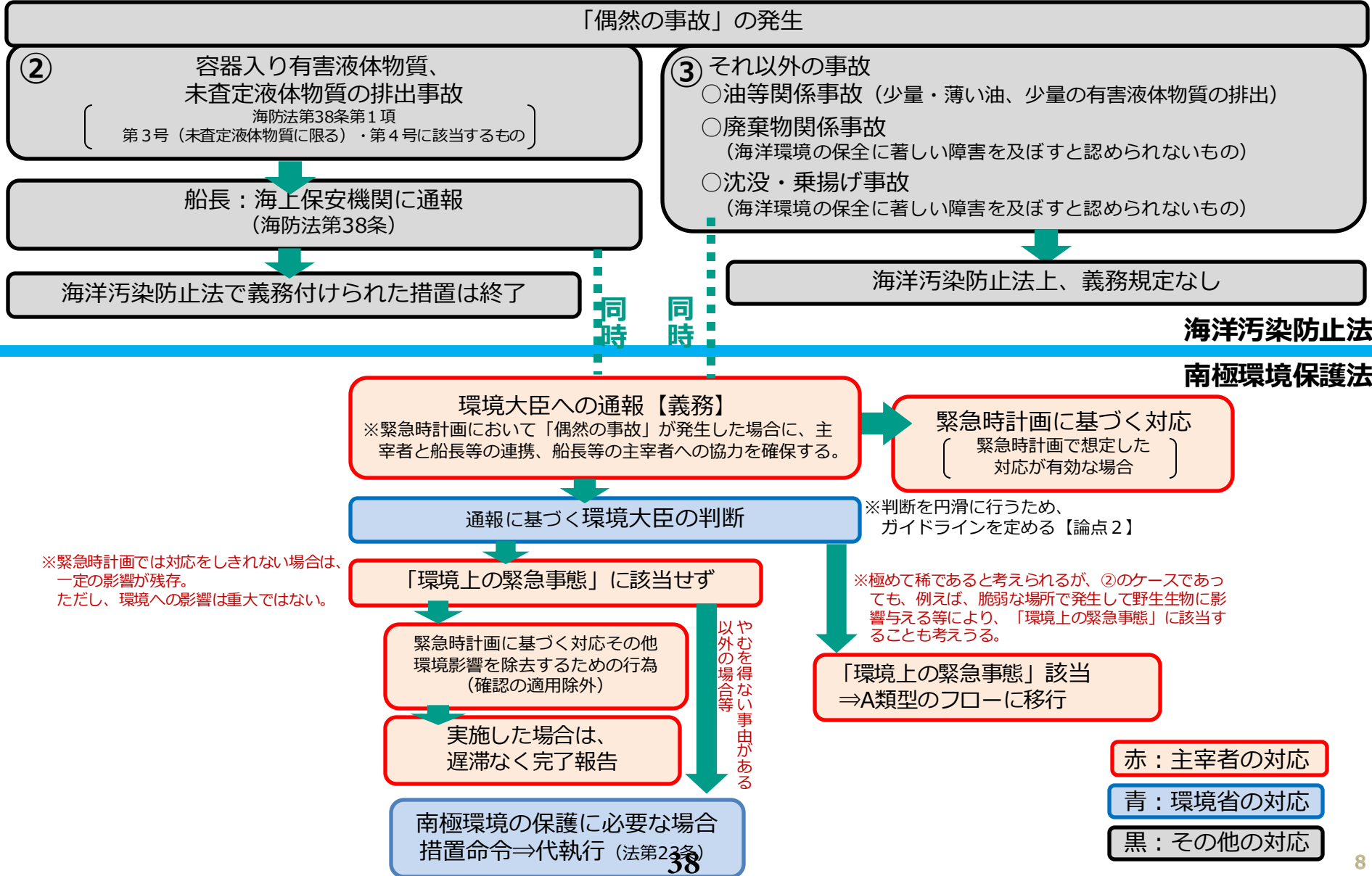
黒：その他の対応

※他の締約国から対応措置希望通告があった場合は、2ページ前の「フロー①のタイミングで他の締約国から通告があった場合」から、南極環境保護法の適用を開始し、「環境上の緊急事態」に該当するかの判断を行う。これらは、海洋汚染防止法と並行して適用される。実務的には、環境省と海上保安庁が連携して対応する。

※海洋汚染防止法上の防除措置がとられない場合（全くとられない（資機材の準備上困難又は技術上困難）場合、とられたが効果的ではなく重大かつ有害な影響が残存する場合）は、その時点で、環境省において状況を確認し、「環境上の緊急事態」への該当判断と主宰者のC類型の費用支払責任へ

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

・②③日本船舶に起因する「環境上の緊急事態」に該当する可能性の低い「偶然の事故」の対応フローは次のとおり。



※緊急時計画では対応をしきれない場合は、一定の影響が残存。
 ただし、環境への影響は重大ではない。

※極めて稀であると考えられるが、②のケースであっても、例えば、脆弱な場所で発生して野生生物に影響与える等により、「環境上の緊急事態」に該当することもある。

海洋汚染防止法
 南極環境保護法

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

【論点2①】「環境上の緊急事態」に該当する場合／しない場合の判断の考え方（規模と場所に応じた判断の必要性）

- 発生した「偶然的事故」が「重大かつ有害な影響」を及ぼすかについては、下図のように、内容と発生場所の組み合わせによって異なるものと想定され、個別の判断が必要。
- 例えば、事故の規模に一定のひろがりがあっても、「重大かつ有害な影響」とは判断されない可能性がある。
（例）油が比較的広域に広まったが、その濃度が薄いため、「重大かつ有害な影響」がないと判断される可能性がある。
- 逆に、規模が事故の規模が小さくても場所によっては「重大かつ有害な影響」と判断されうる可能性がある。
（例）航空機が小型である場合は、ペンギンの繁殖地（動植物等の生息地）に墜落した場合は「重大かつ有害な影響」と判断されるが、その他の区域（露岩地、氷上等）に墜落した場合は「重大かつ有害な影響」と判断されない可能性がある。
（例）船舶からの油の流出であっても、小規模な場合は「重大かつ有害な影響」と判断されないが、南極特別保護地区であった場合は「重大かつ有害な影響」と判断される可能性がある。
- 「環境上の緊急事態」に該当する事故を限定列挙した場合、限定列挙に該当しない「偶然的事故」が発生した場合、他の締約国と「環境上の緊急事態」に関する認識が異なっていた場合は国際的に問題になることも考えられる。
- このため、個別に判断できるようにする余地は残しておくことが適当。

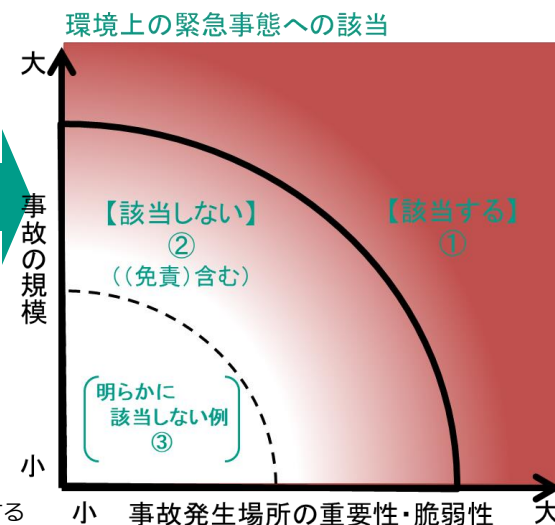
【「偶然的事故」の発生様態】

「偶然的事故」の内容		
発生源	内容	規模
船舶	油・液体流出等	大～小
	座礁・沈没等	大～小
航空機	墜落等	大～小
基地	油・液体流出等	大～小
陸上乗り物 （雪上車、 スノーモビル）	油・液体流出等	大～小
その他	動植物の侵入等	広～狭



「偶然的事故」の発生場所	
種類	脆弱性・重要性
海域	大 (南極特別保護地区) ～ 小 (その他の区域)
沿岸域 (海域及び陸域)	大 (南極特別保護地区) ～ 小 (その他の区域)
陸上	大 (南極特別保護地区 南極史跡 天然記念物 動植物等の 生息地) ～ 小 (その他の区域)

【「偶然的事故」の規模、重要性・脆弱性と、「環境上の緊急事態」への該当の関係】



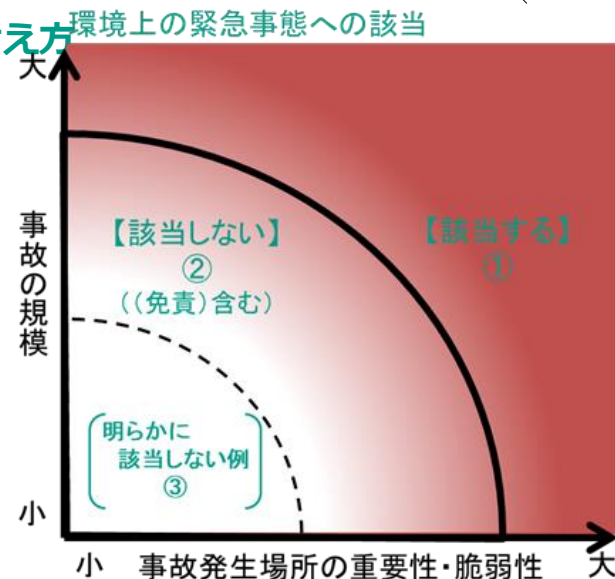
(参考) 海上保安庁では、日本の沿岸部を対象に大規模油流出に対する環境脆弱性指標を設定し、HPで公開

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/ceisnet/esi.htm>

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー

【論点2②】「環境上の緊急事態」に該当する場合／しない場合の判断の考え方 (ガイドラインの作成とそのイメージ)

- ・「偶然の事故」の発生後に報告を受けた際、環境大臣が当該報告内容に基づき、「環境上の緊急事態」に該当するか、しないかの判断を円滑にするため、ガイドラインを作成し、考え方を整理する。
- ・明らかに【該当する】(右図①)、【該当しない】(右図②)のうち「明らかに該当しない例」(右図③)については、想定できる範囲で、例示する。
- ・その他、個別判断の方針について、事故の重大性の判断の考え方等を想定される事故種毎に記載する。



<事故種別のガイドライン記載事項の検討方針(イメージ)>

1. 船舶の場合

- 船舶事故事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当するか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。
- 油・有害液体物質等の流出状況、廃棄物その他の排出状況、事故発生場所の重要性・脆弱性に基づき、判断することとする。
- 海洋汚染防止法の運用により、日本船舶にかかる上記の事故については、「環境上の緊急事態」に該当する場合にも、結果として附属書VIで求められる要求は満たされるものと取り扱う【P】。
- 海洋汚染防止法第38条第1項第1号～第4号の規定では、一定量・濃度の油及び有害液体物質等(※参考1参照)が、排出された場合において、船長は最寄りの海上保安機関に通報しなければならないこととされているが、当該油及び有害液体物質の排出であって、一定量・濃度未満の場合には、通報義務がない。上記の規定以下の油及び有害液体物質等の排出については、脆弱性・重要性の高い場所で発生した場合を除き、「環境上の緊急事態」ではないと判断することもある。
- 日本船舶以外の事故については、上記の海洋汚染防止法に基づく判断を参考として、判断する【P】。

2. 航空機の場合

- 航空機事事故事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。
- ある地域における航空機の墜落が「環境上の緊急事態」に該当しない場合でも、南極特別保護地区、南極史跡天然記念物、ペンギン等動物の大規模繁殖地等、脆弱性の高い場所に墜落した場合は、同じ規模の航空機でも環境上の緊急事態に該当することがあり得ることを記載する。

3. 基地の場合

- 基地の運営、基地への燃料補給における油等の流出事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。

4. 陸上の乗物の場合

- 雪上車等、陸上の乗り物による移動中事故に発生した事故の事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。
- 南極観測実施責任者評議会（COMNAP）において、「COMNAP 燃料油マニュアル」（2008年第1.0版）が策定されており、附属書VIの採択も踏まえ「200リットル以上（略）の油流出事故が発生した場合は、事業者はCOMNAP事務局とCOMNAP油流出報告書を提出する」こととされている。
このことは、南極地域の陸域においては、200リットル未満の油の排出であれば、環境に対する影響は軽微であると考えられていることを意味している。したがって、当該事態については、脆弱性・重要性の高い場所で発生したケースを除き、「環境上の緊急事態」ではないと解釈する。

5. その他の場合

- これまで南極地域で発生した環境に影響がある事故（上記1～4に該当する以外のもの）の事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する
（※登山、ドローン使用、イベント開催等が想定されるが、基本的に「環境上の緊急事態」は発生しにくいことを記載）。

【参考：環境上の緊急事態の例】

- ・ 船舶からの油や有害液体物質の流出等を主に想定。
- ・ それ以外に考えられる事態は、例えば、以下等が挙げられるが、活動内容によって有するリスクは異なると考えられる。
 - ・ 航空機からの油と有害物質の流出
 - ・ 基地等への燃料輸送中の事故
 - ・ 非在来種が大量に発生し、在来種に対して重大な影響を及ぼすなどの事態

【再掲】

R7.2.18 中央環境審議会自然環境部会南極地域の環境の保護に関する小委員会（第1回）
資料4（非公開部分）抜粋

「環境上の緊急事態」の定義と発生時の対応フロー



(参考1) 「1. 船舶の場合」中の、海上保安機関に通報しなければならない油及び有害液体物質

海上汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

（油等の排出の通報等）

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質（以下この条において「油等」という。）の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

・ 特定油：以下の①から⑤の油（施行規則第29条）

- ① 原油
- ② 日本工業規格K2205（重油）に適合する重油
- ③ ②の重油以外の重油で、日本工業規格K2254（石油製品一蒸留試験方法）により試験した時に摂氏340度以下の温度で体積の50%を越える量が蒸留される重油以外の重油
- ④ 潤滑油
- ⑤ ①～④に掲げる油を含む油性混合物

・ 国土交通省令で定める濃度及び量（施行規則第30条）

濃度が10,000cm³あたり10cm³以上であり、かつ、100リットル以上の特定油分を含むもの。

二 油の排出（前号に掲げる特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

・ 国土交通省令で定める濃度及び量（施行規則第30条の2）

濃度が10,000cm³あたり10cm³以上であり、かつ、100リットル以上の油分を含むもの。

三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

・ 国土交通省令で定める種類ごとの量（施行規則第30条の2の2）

- ① 1リットル以上のX類物質等（令別表第一第一号）
- ② 100リットル以上のY類物質等（令別表第一第二号）
- ③ 1000リットル以上のZ類物質（令別表第一第三号）
- ④ 1リットル以上のばら積み未査定液体物質

四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

・ 国土交通省令で定める種類ごとの量（施行規則第30条の2の3、第30条の2の4）

X類物質等と同程度に有害であるものとして告示（略）で定める物質で、一キログラム

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）

（油等のひろがりの範囲）

第二十八条 法第三十八条第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲は、一万平方メートルとする。

(参考2) 「4. 陸上の乗り物の場合」中の、「COMNAP 燃料油マニュアル」

COMNAP 燃料油マニュアル 第1.0版 2008年4月1日

5. 油流出の報告

(本章は、南極大陸で発生する油流出事故の報告のためのガイドライン (COMNAP資料CGN 04/1993、1993年6月初版発行) の修正版に基づいている。)

1. はじめに

1.1 油流出をCOMNAPに報告する意図は、事業者が油の取扱い操作を変更したり、改善するかどうかの判断を支援するため、南極条約地域で発生する油流出事故の記録を保管することである。油流出の報告は、COMNAPによって運営されている幅広い事故報告システムの一部である。

2. 油流出の報告手順

2.1 200リットル以上 (及び200リットル以下の流出事故の場合は、重要または他の事業者に関与すると考えられる場合) の油流出事故が発生した場合は、事業者はCOMNAP事務局とCOMNAP油流出報告書を提出する。 (IAATOメンバーは、IAATOにその報告書を提出しなければならない、その報告書は共同報告としてCOMNAPに配布される。)

概要

- 防止措置及び緊急時計画の作成に関する義務規定を南極環境保護法に置く（確認申請に必要な記載事項として位置づける）。
- 防止措置及び緊急時計画が技術上の基準に適合することを求める。
なお、内容が偽りだった場合は、偽りにより確認を受けたものとして、罰則の対象となる。

【附属書VIにおける関係規定】

第二条 定義

- (e)「合理的」とは、防止措置及び対応措置についていうときは、適当な、実行可能な、かつ、均衡がとれた措置であって、客観的な基準及び情報（次のものを含む。）の利用可能性に基づくものをいう。
- (i) 南極の環境に対する危険及びその自然に回復する速度
 - (ii) 人の生命及び安全に対する危険
 - (iii) 技術的及び経済的な実行可能性

第三条 防止措置

- 1 各締約国は、自国の主宰者に対し、環境上の緊急事態の危険及びこれが及ぼす可能性のある悪影響を削減するための合理的な防止措置をとることを義務付ける。
- 2 防止措置には、次のものを含めることができる。
 - (a) 施設及び輸送手段の設計又は建設に組み込まれる特別な構造又は設備
 - (b) 施設及び輸送手段の運用又は維持に組み込まれる特別な手続
 - (c) 要員の特別な訓練

第四条 緊急時計画

- 1 各締約国は、自国の主宰者に対し、次のことを義務付ける。
 - (a) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。
 - (b) (a)に規定する緊急時計画の作成及び実施について協力すること。
- 2 緊急時計画には、適当と認めるときは、次の構成要素を含める。

(a)事件の性質についての評価を実施する手続	(b)通告及び通報の手続
(c)資源の特定及び動員	(d)対応計画
(e)研修	(f)記録の保存
	(g)動員解除

対応案

(南極環境保護法の改正等)

- ・南極地域活動計画申請の申請書の記載事項（第6条第1項）に、防止措置及び緊急時計画を追加する。
 - （例）○「環境上の緊急事態」の危険及びこれが及ぼす可能性がある悪影響を削減するための防止措置
 - 「環境上の緊急事態」が生じた場合において、主宰者が直ちにとるべき措置に関する緊急時計画
- ・南極地域活動計画の確認の基準（第7条第1項）に、防止措置及び緊急時計画が技術上の水準を満たすものであることとの基準を設ける。
 - （例）○防止措置が環境省令で定める技術上の基準に適合すること。
 - 緊急時計画が環境省令で定める技術上の基準に適合すること。
- ・上記の規定をすることにより、防止措置及び緊急時計画の内容が偽りだった場合、第30条第2号に基づき、6箇月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金となる。

(南極環境保護法施行規則の改正等)

- ・防止措置の様式を、確認申請書の様式（様式第一の二）に追加して定め、附属書VI第3条2に規定する防止措置に係る記載項目を記載することとする。
- ・防止措置の技術上の基準は、附属書VIの求める「合理的」である水準に達していること、を規定する。
- ・具体的な判断については、専門家の意見を踏まえた上で、防止措置に関する標準的な事例を作成し（告示又は通知）、これに照らして判断することとする。
- ・緊急時計画の様式を、確認申請書の様式（様式第一の二）に追加して定め、附属書VI第4条2に規定する緊急時計画に係る記載項目を記載することとする。
- ・緊急時計画の技術上の基準は、「南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事象に対応」できる水準に達していること、を規定する。
- ・具体的な判断については、専門家の意見を踏まえた上で、緊急時計画に関する標準的な事例を作成し（告示又は通知）、これに照らして判断することとする。

【論点1】防止措置（附属書Ⅵ第3条2）の作成内容と他の法令等に基づく計画との関係について

- ・ **防止措置は、南極地域活動の種類（船舶、航空機、基地運営、陸上乗り物、その他等）ごとに作成**されるよう、南極環境保護法施行規則に定める確認申請の様式に規定することとする。
- ・ **ガイドライン（要綱又は要領）において、標準的な記載内容の事例を定める。**当該ガイドラインにおいて、「**他法令に基づき策定される計画等により要件が満たされるものについては、当該項目を参照させる又は当該項目の記述を引用して記載とすることでも可**」とする旨を定める。

種類		防止措置（附属書Ⅵ第3条2）			
記載項目		(a)構造設備	(b)運用維持手続	(c)訓練	その他（※ガイドライン作成時に、(a)～(c)に加え、記載させるものを要検討）
船舶	日本船舶	● 我が国法令に基づく対応があれば、記載する（例：海洋汚染防止法第5条の3第1項に基づく義務である、船首隔壁前方タンクへの油の不積載等） ● 極海域における船舶運航のための国際基準（Polar Code）に基づく対応があれば、記載する。 ● その他、自主的な取組があれば記載する。	●	● 例えば、海洋汚染防止法第7条の2に基づく油濁防止緊急措置手引書に、訓練に関する記載がある場合は、それを参照させる又は当該項目の記述を引用して記載することでも可とする。	●
	外国船舶	●	●	●	●
航空機		●	●	●	●
基地		●	●	●	●
陸上乗り物		●	●	●	●
その他		●	●	●	●

- ・ ●：標準的な事例を参考として、活動の内容に応じて、様式に記入する。

【論点2】緊急時計画（附属書Ⅵ第4条2）の作成内容と他の法令等に基づく計画との関係について

- ・緊急時計画は、南極地域活動の種類（船舶、航空機、基地運営、陸上乗り物、その他等）ごとに作成されるよう、南極環境保護法施行規則に定める確認申請の様式に規定することとする。
- ・ガイドライン（要綱又は要領）において、標準的な記載内容の事例を定める。当該ガイドラインにおいて、「他法令に基づき策定される計画等により要件が満たされるものについては、当該項目を参照させる又は当該項目の記述を引用して記載することでも可」とする旨を定める。

種類		緊急時計画（附属書Ⅵ第4条2）							
記載項目		(a)事件性質評価	(b)通告手続	(c)資源動員	(d)対応計画	(e)研修	(f)記録保存	(g)動員解除	その他（※ガイドライン作成時に、(a)～(g)に加え、記載させるものを要検討）
船舶	日本船舶	●	①	②	②	③	●	●	●
	外国船舶	●	●④	●④	●④	●④	●	●	●
航空機		●	●	●	●	●	●	●	●
基地		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
陸上乗り物		●	●	●	●	●	●	●	●
その他		●	●	●	●	●	●	●	●

●：標準的な事例を参考として、活動の内容に応じて、様式に記入する。

- ①：油濁防止緊急措置手引書（有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成する場合は同手引書も含む。以下同じ。）では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38条、以下「技術基準省令」という。）第35条第1項第2号イに基づき通報すべき内容を、同令において通報の連絡先を、それぞれ定めることとしているため、これらを参照させることでも可とする。
- ②：油濁防止緊急措置手引書では、技術基準省令第35条第1項第2号ハに基づき船舶内にある者が直ちにとるべき措置について定められているため、これらを参照させることでも可とする。
- ③：油濁防止緊急措置手引書に、訓練に関する記載がある場合は、それを参照させる又は当該項目の記述を引用して記載することでも可とする。
- ④：他の締約国において、附属書Ⅳ、OPRC条約等に基づき油濁防止緊急措置手引書に相当するものが作成される場合があり、当該部分参照と記載させることも可能とする（ただし、当該部分について日本語訳を必要とするものとする。）
- ⑤：日本の昭和基地等の基地については、COMNAP燃料マニュアルに基づく緊急時計画が策定されている。このため、緊急時計画に係る様式の該当部分は、[COMNAP燃料マニュアル](#)に基づく緊急時計画参照と記載する。

(参考1) 海防法第7条の2 油濁防止緊急措置手引書等の関連規定



【海洋汚染防止法】

(油濁防止緊急措置手引書)

第七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 前項の規定による油濁防止緊急措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 (略)

(有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書)

第九条の四 1～5 (略)

6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書（以下この条及び第十九条の三十六において「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。）の作成及び備置き又は掲示に代えて、第七条の二第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書（第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。）」とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（第一項に規定する事項に係る部分に限る。）」とする。

8 (略)

9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令】

(海洋汚染防止緊急措置手引書等)

第三十五条 法第七条の二第二項の国土交通省令で定める油濁防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準並びに法第九条の四第九項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 船長が当該船舶からの油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この項において同じ。）の不適正な排出に関する通報を行うべき場合、通報すべき内容その他当該通報に係る遵守すべき手続に関する事項

ロ イの通報を行うべき海上保安機関及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項

ハ 油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項

ニ 海上保安機関と船舶内の措置について調整するための手続及び当該船舶内の連絡先に関する事項

ホ 陸上において損傷時の復原性及び船体の残存強度に係る計算を電子計算機により行うために必要な措置に関する事項（載貨重量トン数五千トン以上のタンカーに限る。）

(参考2) 附属書IVと附属書VIの緊急時計画の違い

【参考】附属書IVと附属書VIの緊急時計画の対応範囲

- ・ 附属書IVにもとづく緊急時計画の作成義務（各締約国が対象となる船舶について作成）は、日本においては、海洋汚染防止法に基づく油濁防止措置緊急措置手引書等により、担保されている。
- ・ 附属書VI第4条2に規定する緊急時計画の記載項目と、附属書IVの緊急時計画及びその国内担保措置（油濁防止措置措置手引書）の記載項目の関係は、以下のとおりとなっている。
- ・ 両者を比較すると、**附属書VIにおける、(b)通告の手続き、(c)資源の特定及び動員、(d)対応計画については、油濁防止措置緊急手引書の記載による（参照させる又は引用する）こともできると考えられる。**

附属書IVと附属書VIの緊急時計画の違い

附属書IV第12条に基づく緊急時計画

計画作成義務の対象	締約国
記載項目	特段記載なし

国内担保

海防法第7条の2（油濁防止緊急措置手引書、作成主体は船舶所有者）
及び技術基準省令第35条により船舶毎に担保済）

海洋汚染防止法第7条の2に基づく 油濁防止措置手引書

計画作成義務の対象	船舶所有者
記載項目 (技術基準省令第35条)	イ 通報すべき内容、手続 ロ イの通報を行う者の連絡先 ハ 当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置 ニ 海上保安機関との調整手続、連絡先 ホ 船体の残存強度に係る計算（5000t以上のタンカーに限る）

附属書VI第4条2に基づく緊急時計画

計画作成義務の対象	主宰者
記載項目 (第4条第2項)	(a)事件の性質についての評価を実施する手続き (b)通告の手続き (c)資源の特定及び動員 (d)対応計画 (e)研修 (f)記録の保存 (g)動員解除

(参考3) 海洋汚染防止法における船舶からの油及び有害液体物質の排出防止対策



【油】 ※南極地域を目的とする船舶（観光、科学的調査等で、海域のみの場合も含む）が、タンカーであることは考えにくい。

設備による対策（法第5条～第5条の3） ※タンカーのみが対象
（船舶の運航にともなう排出防止）

- ・ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備※、分離バラストタンク※、貨物倉原油洗浄設備※（事故による損傷に伴う排出防止）
- ・分離バラストタンクの適正配置※ **船首隔壁前方タンク油不積載**

油濁防止管理者配置（法第6条）

- ・200トン以上のタンカーにおいて、船長を補佐し、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を実施

油濁防止規程の策定（法第7条）

- ・150トン以上のタンカー、400トン以上のタンカー以外の船舶において、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項（燃料油タンクの洗浄、ビルジの排出又は処分など油に関する設備の洗浄）等に関する規程

油濁防止緊急措置手引書の作成（法第7条の2）

- ・150トン以上のタンカー、400トン以上のタンカー以外の船舶において、油の不適正な排出があるときに船舶内にある者が直ちにとるべき措置

手引書の定期検査等（法第19条の36～第19条の39）

- ・定期検査を行い技術基準に適合するときは海洋汚染等防止証書を交付。その他、中間検査、手引き書を変更するときの臨時検査。

（補足）・油濁防止緊急措置手引書と有害液体汚染防止緊急措置手引書を統合した「海洋汚染防止緊急措置手引書」も作成可
・大量の油や有害液体物質の排出があった場合は、法第39条の規定により応急措置の実施へ（手引書の記載に基づき対応）

【有害液体物質】

※南極地域を目的とする船舶（観光、科学的調査等で、海域のみの場合も含む）が、有害液体物質を運搬することは考えにくい。

設備による対策（法第9条の3） ※対象：有害液体物質ばら積船
（船舶の運航にともなう排出防止）

- ・ストリップング装置等の有害液体物質排出防止設備（事故による損傷に伴う排出防止）
- ・外板から760ミリメートル以上の距離に貨物艙を設置等

有害液体汚染防止管理者配置（法第9条の4第1項）

- ・200トン以上の船舶において、船長を補佐し、船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を実施

有害液体汚染防止規程の策定（法第9条の4第2項）

- ・150トン以上の、有害液体物質を輸送する船舶において、有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項（貨物艙の通風洗浄装置を用いた浄化方法による洗浄）等に関する規程

有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成（法第9条の4第6項）

- ・150トン以上の、有害液体物質を輸送する船舶において、有害液体物質の不適正な排出があるときに船舶内にある者が直ちにとるべき措置

概要

- 環境に影響がある「偶然の事故」が発生した場合に、環境大臣に通報する義務を課す。あわせて、主宰者は緊急時計画に基づく対応を行うこととする。
- 通報結果をもとに、環境大臣が「環境上の緊急事態」に該当すると認めた場合は、主宰者が「迅速かつ効果的な対応措置」を講じる義務が生じることとする。
- 「迅速かつ効果的な対応措置」がとられない場合は環境大臣が措置命令を出すことができることを規定する。
- 通報義務、対応措置命令違反に対して、罰則を設ける。
- なお、環境大臣が「環境上の緊急事態」に該当しないと判断した場合であって、緊急時計画に基づく対応その他環境影響を除去するための行為を実施した場合は、遅滞なく、環境大臣に報告することとする。

【附属書VIにおける関係規定】

第2条 定義

- (e)「合理的」とは、防止措置及び対応措置についていうときは、適当な、実行可能な、かつ、均衡がとれた措置であって、客観的な基準及び情報（次のものを含む。）の利用可能性に基づくものをいう。
- (f)「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であって、当該環境上の緊急事態の影響を回避し、最小にし、又は封じ込めるものをいう。このため、当該対応措置には、適当な場合には浄化を含めることができ、また、当該緊急事態及びその影響の範囲を決定することを含む。

第5条 対応措置

- 1 各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。

対応案

（南極環境保護法の改正等）

- ・環境に影響がある「偶然の事故」について、主宰者が環境大臣に対して通報する義務を課す。
あわせて、緊急時計画に基づく対応を行うこととする（※緊急時計画では想定していない「偶然の事故」の場合や、緊急時計画を実施することが意味をなさない場合も考え、義務とはしない）。
- ・通報をもとに、環境大臣が「偶然の事故」が「環境上の緊急事態」に該当する（重大かつ有害な影響を及ぼす）と判断した場合に、迅速かつ効果的な対応措置をとる義務を課す。
- ・「迅速かつ効果的な対応措置」がとられない場合（主宰者が対応措置を講ぜず、又は主宰者がとった対応措置が効果的ではない場合）は、環境大臣が措置命令を発出することができることとする（※注1）。
※注1…措置命令が発出された時点で、主宰者の対応措置は「迅速ではなかった」と解釈することとする。
- ・措置命令によっても効果的な対応措置がとられない場合は、環境大臣が対応措置をとることができることとし（※注2）、対応措置費用を徴収することができることとする。
- ・また、環境大臣から関係行政機関の長に対し対応措置を要請できることとし（※注2）、同意され、関係行政機関による対応措置がとられた場合には、対応措置に要した費用を負担金として、主宰者から徴収できることとする。
※注2…これらの対応措置は、急速な実施について緊急の必要があることから、行政代執行法第3条に基づく事前の戒告、代執行による費用の概算と見積額の通知のような規定は設けない。これは、海洋汚染防止法第41条に基づく海上保安庁長官が実施する措置に、そのような規定がないことと同様である。
- ・「偶然の事故」発生に係る通報義務、対応措置措置命令の違反に対して、罰則を設ける。

（日本船舶の場合の取扱い）

- ・主宰者が主宰する南極地域活動において日本船舶を用いる部分については、海洋汚染防止法が適用されていることから、同法の運用により対応する。
- ・主宰者が環境大臣に対して、海洋汚染防止法に基づく対応がなされていることを通報することをもって、以後の南極環境保護法に係る対応は、一部適用除外とする。

※当該通報を行わない場合、主宰者には南極環境保護法に基づく義務が、日本船舶の船長や船舶所有者には海洋汚染防止法上の義務が、それぞれかかり続ける。

（南極環境保護法施行規則の改正等）

- ・対応措置については、私人の判断のみによって適切かつ十分に講ずることが困難な場合もある。
- ・このため、想定される環境上の緊急事態ごとに、考え得る対応措置の事例をガイドライン（通知）として取りまとめる。実際に環境上の緊急事態が生じた場合には、具体的な個々の状況に応じた最も適切な措置を特定して、これを講ずべきと命ずることができるようにしておく。

【論点1】「対応措置」の具体的な内容の南極環境保護法又はその下位法令における規定について

- ・海洋汚染防止法において、油等の流出に対し「講ずべき措置」と規定されているのは、オイルフェンスの展張や船舶内損壊箇所修理などの一般的な事項であり、海上保安庁長官が具体的な個々の状況に応じた最も適切な措置を特定して、それを実施するよう措置命令ができるという規定になっている（参考参照）。
- ・このため、南極環境保護法においても、少なくとも海域における「環境上の緊急事態」について、具体的な対応基準を法令上で列挙することは困難な可能性がある。
- ・また、南極地域活動の種類は多様であり（船舶、航空機、基地運営、陸上乗り物、その他等）、活動の種類ごとに対応措置を細々と法令上に記載することも困難であると考えられる。

【論点2】「迅速」である基準への適合

- ・「環境上の緊急事態」であると環境大臣が判断した場合において発生する対応措置義務を履行せず、環境大臣が措置命令を発出する事態となることをもって、「迅速」な対応措置ではなくなった、と判断することとしたい。

【論点3】「効果的」である基準への適合

- ・「効果的な対応措置がとられなかった場合」は、「何の対応措置もとられなかった」、「対応措置はとられたが、効果的ではなかった」の2つの場合がある（この解釈は、[ATCM XXVIII Final Report 109](#)に記載）。いずれの場合であっても、環境大臣による対応措置をせざる得ないと判断される場合が、「効果的である」と「効果的ではない」の境目である。
- ・これ以上の具体化は、現時点では困難と思われ、今後、考え得る対応措置の事例をガイドライン（通知）として取りまとめる中で、どのような場合に環境大臣による対応措置が必要か考え方を示したい。

(参考) 海洋汚染防止法における排出油等の防除措置



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

法第三十九条（大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合の防除措置等）

- 2 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油等の防除ができると認められるときは、この限りでない。
- 一～三（略）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則

第三十二条 法第三十九条第二項の規定により同項各号に掲げる者が講じなければならない措置は、次の各号に掲げる措置のうち当該排出油等の防除のため有効かつ適切なものとする。

- 一 前条各号に掲げる措置
- 二 他の船舶の貨物艙その他の貯槽又は他の施設の貯槽への残っている油又は有害液体物質の移替え
- 三 排出された油（特定油を除く。）又は有害液体物質の蒸発の促進又は抑制
- 四 排出された油（特定油を除く。）又は有害液体物質の分解の促進
- 五 前各号に掲げるもののほか、排出された油又は有害液体物質による汚染状況の把握その他の排出油等の防除のため必要な措置



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則

（排出油等の防除のための措置）

第三十一条 法第三十九条第一項の規定により同項各号に掲げる者が講じなければならない応急措置は、次の各号に掲げる措置のうち当該排出油等の防除のため有効かつ適切な措置であつてそれらの者が現場において講ずることができるものとする。

- 一 オイルフェンスの展張その他の排出された油又は有害液体物質の広がり防止のための措置
- 二 損壊箇所の修理その他の引き続く油又は有害液体物質の排出の防止のための措置
- 三 当該排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶の他の貨物艙その他の貯槽又は当該排出された油又は有害液体物質が管理されていた施設の他の貯槽への残っている油又は有害液体物質の移替え
- 四 排出された油又は有害液体物質の回収
- 五 油処理剤その他の薬剤の散布による排出された油又は有害液体物質の処理

- 3 前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

概要

- 主宰者が、環境大臣の措置命令によっても、効果的な対応措置をとらない場合、環境大臣が対応措置をとることができることを、南極環境保護法に規定する。

【附属書VIにおける関係規定】

第五条 対応措置

- 2 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、当該対応措置（当該対応措置を自らに代わってとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

第六条 責任

- 1 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国に対し、当該締約国が前条2の規定に従ってとる対応措置の費用を支払う責任を負う。

対応案

（南極環境保護法の改正等）

- ・「迅速かつ効果的な対応措置」がとられない場合（主宰者が対応措置を講ぜず、又は主宰者がとった対応措置が効果的ではない場合）は、環境大臣が措置命令を発出することができることとする。【再掲】
- ・措置命令によっても効果的な対応措置がとられない場合は、環境大臣が対応措置をとることができることとし、その後対応措置に要した費用を徴収することができることとする。【再掲】

【参考】【再掲】（日本船舶の場合の取扱い）

- ・主宰者が主宰する南極地域活動において日本船舶を用いる部分については、海洋汚染防止法が適用されていることから、同法の運用により対応する。
- ・主宰者が環境大臣に対して、海洋汚染防止法に基づく対応がなされていることを通報することをもって、以後の南極環境保護法に係る対応は一部適用除外とする。

【論点1】環境大臣が対応措置を行うことについて、行政代執行法によることとせず、南極環境保護法において規定する理由

- ・環境上の緊急事態が発生し、環境大臣の措置命令によっても「迅速かつ効果的な対応措置」がとられず、環境大臣が対応措置を行うこととなった場合、行政代執行法第2条及び第3条に基づき、対応することが考えられる。
- ・しかし、環境上の緊急事態が発生し、放置をすると重大かつ有害な環境への影響が一層深刻化することになるため、一刻も早く対応が求められ、**行政代執行法第3条第1項の手続き（相当の履行期限を定めた戒告）の手続き等をとるいとまがない**と考えられる。
- ・また、南極地域における環境上の緊急事態という特殊状況下では、また、サルベージ契約慣行等から、行政代執行法**第3条第2項に基づき代執行に要する費用の見積額をあらかじめ、迅速かつ適切に算出するのは困難**であると考えられる（令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務報告書p19）。
- ・さらに、行政代執行法第3条第3項には、非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、**前二項に規定する手続（相当の履行期限を定めた戒告、代執行に要する費用の見積額等の通知）をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる」との規定もあるが、**解釈の余地が大きく、**謙抑的な運用にならざるを得ない**ことも課題（令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務報告書p19）。
- ・以上から、**環境大臣が対応措置を行うことについては行政代執行法によることとせず、南極環境保護法において規定することにより対応措置を行う**こととする。
- ・なお、現行の南極環境保護法第23条第3項においても、環境大臣による代執行類似の措置が定められている。

行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）（抄）

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、**当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。**

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、**相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。**

- ② 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、**代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。**
- ③ 非常の場合又は危険切迫の場合において、**当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。**

概要

- 附属書VIで規定されている対応措置費用支払義務（無過失責任）を担保するため、実体法上の根拠付け（締約国が費用支払請求できる旨）を南極環境保護法に規定する。
- 附属書VI第7条1の規定を反映した、対応措置費用の支払請求権の権利消滅期間を定める。

【附属書VIにおける関係規定】

第五条 対応措置

2 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、当該対応措置（当該対応措置を自らに代わってとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

第六条 責任

1 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国に対し、当該締約国が前条2の規定に従ってとる対応措置の費用を支払う責任を負う。

3 責任は、無過失責任である。

第七条 訴え

1 国以外の主宰者の責任に対する訴えであって前条1の規定に基づくものは、第五条2の規定による対応措置をとった締約国のみが提起することができ、また、当該訴えは、当該国以外の主宰者が、設立され、又は自己の主たる営業所若しくは常居所を有する一の締約国の裁判所にのみ提起することができる。ただし、当該国以外の主宰者が、いずれの締約国においても設立されていない場合又はいずれの締約国にも自己の主たる営業所若しくは常居所を有しない場合には、当該訴えは、第二条（d）に規定する主宰者の締約国の裁判所に提起することができる。補償の請求についての当該訴えは、対応措置の開始の日又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日のいずれか遅い日から三年以内に提起する。いかなる場合にも、国以外の主宰者に対する訴えは、対応措置が開始された後十五年以内に開始する。

対応案

（南極環境保護法の改正等）

- ・ 主宰者が行う南極地域活動により生じた環境上の緊急事態について、環境保護に関する南極条約議定書附属書VIの締約国等が、附属書VI第5条2に基づき対応措置を実施した場合において、当該締約国は主宰者に対して、対応措置に要した費用の支払を請求することができることを規定する。この場合において、環境上の緊急事態を生じさせたことについての主宰者の故意又は過失は、請求権発生要件としないものとする。
- ・ 日本で設立等された事業者であって他の締約国で手続きを行った（南極環境保護法の確認に類する許可その他の行政処分を受けた）事業者が、環境上の緊急事態を生じさせ、かつ、他の締約国に対する対応措置費用の支払責任を有することとなった場合、他の締約国が対応措置に要した費用の支払を請求できることを規定する。この請求についても、当該事業者の故意又は過失は、請求権の発生要件としないものとする。
- ・ 支払が認められる費用の額は、合理的な範囲であることを規定する。
- ・ これらの請求権を行使できる期間は、「対応措置の開始の日又は当該対応措置を実施した締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日のいずれか遅い日から三年以内」かつ、どちらの場合であっても「対応措置が開始された後十五年以内」であることを規定する。

【論点1】 他の締約国が対応措置に要した費用の支払請求は、当該他の締約国のみがすることができることとする趣旨

- ・ 附属書VI第7条1は、他の締約国が対応措置をとった場合（当該対応措置を自らに代わってとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む）、当該締約国のみが訴えを通じて費用の支払を請求できること、つまり、当該締約国以外の者は（たとえ、特別に権限を与えられて対応措置をとった国以外の者であっても）請求はできないという、訴えることができる主体の限定について規定している。
- ・ この規定を受けて、
① 南極環境保護法においては、対応措置費用の支払請求権の実体法上の要件の問題として扱うこととし、対応措置を実施した他の締約国のみが対応措置費用の支払請求をすることができることを規定する。
② 環境上の緊急事態を生じさせた主宰者が、他の締約国、又は特別に権限を与えられて対応措置をとった国以外の者に対し、任意に費用を支払うことは禁止されていないものと解釈する。

【論点2】対応措置費用支払請求権を、南極環境保護法において独自に定める請求権とする理由

- ・附属書Ⅵ第5条2において「他の締約国は、当該対応措置をとることが奨励」されると規定されており、他の締約国が対応措置をとることについては、任意性がある。その上で、他の締約国が対応措置をとった場合には主宰者に対応措置の費用を支払う責任が生じることとなる。
- ・このような費用を損害として位置づけること、またその費用の支払責任を不法行為責任と位置づけると、任意性のある行為に起因していることとの間に理論的な整合性があるか、といった問題が生じることとなる。
- ・そこで、対応措置費用の支払請求権については、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる、南極環境保護法において独自に規定する法定の債権とする。
- ・その際、主宰者の費用支払責任に関しては、環境上の緊急事態を生じさせたことについての故意又は過失は、要件とはしないこととする。

（参考）一定の措置の費用に関する支払請求権を定めている例

○商法（明治三十二年法律第四十八号）

（特別補償料）

第八百五条 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者（略）は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができる。

（参考）支払請求権を、不法行為に基づく損害賠償請求権と位置づける考え方について

- ・他の締約国が対応措置を講じた費用を損害とみなし、その範囲の賠償責任（他の締約国に対応措置費用を支払う責任）を根拠づける規定を置くことも検討された（令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵに係る国内対応調査検討委託業務報告書p25）。
- ・このアプローチは、他の締約国が対応措置をとることについては任意性があることから、費用を損害として位置づけること、またその費用の支払責任を不法行為責任と位置づけると、任意性のある行為に起因していることとの間の理論的な整合性に課題がある（令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵに係る国内対応調査検討委託業務報告書p26-27）。

【論点3】支払請求の権利消滅期間を定める必要がある理由

- ・ 附属書VI第7条1で求められる訴え提起の期間（参考1）については、南極保護法において、実体的な権利消滅期間と位置づけた上で、民法の債権の消滅時効期間（参考2）と異なる特別の期間を定める必要がある。

（参考1）附属書VI

第七条 訴え

- 1 国以外の主宰者の責任に対する訴えであって前条1の規定に基づくものは、第五条2の規定による対応措置をとった締約国のみが提起することができ（中略）る。（中略）補償の請求についての当該訴えは、対応措置の開始の日又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日のいずれか遅い日から三年以内に提起する。いかなる場合にも、国以外の主宰者に対する訴えは、対応措置が開始された後十五年以内に開始する。

（参考2）民法（明治二十九年法律第九十八号）

（債権等の消滅時効）

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

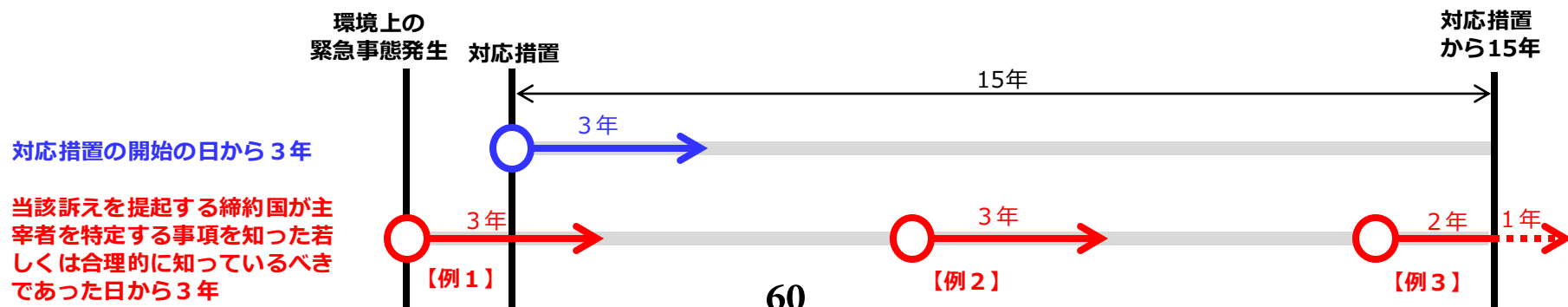
- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（参考3）附属書VI 第7条1に基づく訴え提起の期間の起算点である「対応措置の開始の日」と「当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日」の関係についての具体的事例の解説

【例1】環境上の緊急事態を生じさせた主宰者については、対応措置を開始する前の早期に特定される事例が多いと考えられる（南極環境保護法に基づく確認申請（他の締約国の場合はそれに相当する手続き）が行われるため。）。この場合、より遅い日である「対応措置の開始日」が期間の起算点となる。

【例2】原因者が不明の環境上の緊急事態が発生し、ある国が対応措置を行い、その後に環境上の緊急事態を生じさせた主宰者が特定された場合は、より遅い日である「当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日」が期間の起算点となる。

【例3】対応措置の開始から15年経過すると、権利消滅することとなる。【例3】のように対応措置を開始した後に主宰者を知った場合でも、3年たたずに権利消滅することがある。



概要

- 行政上の賦課金制度を導入する。
制裁的性質を伴わないもので、いずれの締約国も対応措置をとらない場合に、とられるべきであった対応措置の費用を算定し、賦課するもの。
- 環境大臣が臨時に専門家等による委員会を設置すること（所掌事務を含む）、当該委員会が答申する妥当金額等を踏まえて環境大臣が金額を決定し、賦課金を徴収することを南極環境保護法に規定する。
- 主宰者から賦課金が徴収された場合、賦課金相当額を基金に拠出する。

【附属書VIにおける関係規定】

第六条 責任

- 2 (a) 国の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、当該主宰者は、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払う責任を負う。
- (b) 国以外の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、当該主宰者は、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。当該金額は、第十二条に規定する基金、当該主宰者の締約国又は次条3に規定する制度を執行する締約国に直接支払われる。当該金額を受領した締約国は、第十二条に規定する基金に対し、当該主宰者から受領した金額と少なくとも同額の拠出を行うため最善の努力を払う。
- 3 責任は、無過失責任である。

第十二条 基金

- 1 南極条約の事務局は、決定（締約国が採択する付託事項であって、特に、一又は二以上の締約国が第五条2の規定に従い対応措置をとるに当たって要する合理的かつ正当な費用の償還を定めるためのものを含む。）に従い、基金を維持し、及び管理する。

対応案

（南極環境保護法の改正等）

- ・ 主宰者の活動から生じた環境上の緊急事態について、いずれの締約国も対応措置をとらない場合（C類型に該当する事案が発生した場合）に、とられるべきであった対応措置の費用に相当する費用を、主宰者に賦課する（対応措置不履行賦課金）ものとする規定を置く。
- ・ また、環境大臣が、臨時に当該費用を算定するための専門家等による委員会を設置すること、委員会の所掌事務を規定する。
- ・ 環境大臣は、当該委員会において検討された妥当金額等を踏まえて対応措置不履行賦課金の金額を決定し、徴収することを規定する。

（その他行政上の措置）

- ・ 対応措置不履行賦課金が国庫に納入されたことが確認された場合、環境省はすみやかに、賦課金額に相当する南極条約事務局拠出金（または基金への拠出金）を予算要求し、予算が確保され次第、事務局に附属書Ⅵ第12条に規定する基金への支払いとして送金する。
- ・ 「国の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったとき」に係る費用についても、当該委員会において検討されるよう、運用する。

【論点1】 賦課金制度により対応する理由について

- ・ これまでの附属書Ⅵに係る国内対応調査検討委託業務における有識者の検討により、次の対応が必要とされた。
 - ①条約上の義務として、金銭の支払いを履行すること。
 - ②環境上の緊急事態を生じさせた事業者は、「対応措置をとるべきであったがとらなかった」ことで、
本来であれば対応措置にかかったはずの費用について経済的利益を得たと考えられるため、応分の金銭負担を求めること。
- ・ また、「対応措置をとるべきであったがとらなかった」場合は、**対応措置をとることが技術的に困難な場合もあると考えられるため、罰金や制裁といった性質を持つ金銭の徴収とすることは理解が得られない。**
- ・ そのため、罰金や制裁という性質を持たない「**賦課金**」とすることとしたい。

（以上、令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵに係る国内対応調査検討委託業務報告書p34-35）

【賦課金の例】

○賦課金とは、割り当てて取り立てる金銭のこと（参考：法令用語辞典 第9次改訂版）であり、次の例がある。

（例1）公害健康被害補償法（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）

- ・公害健康被害補償制度は、公害に関する補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46県市区）に納付するもの（参考：[公害健康被害補償制度について | 制度の概要 | 汚染負荷量賦課金申告のご案内 | 独立行政法人環境再生保全機構](#) 令和7年5月1日閲覧）。

（例2）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（化石燃料賦課金）

- ・炭素排出に値付けをすることで、GX（グリーントランスフォーメーション）関連製品・事業の付加価値の向上を図るもの。化石燃料の輸入事業者等に、輸入等を行った化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて課される賦課金（令和10（2028）年度から開始予定）（参考：経済産業省資料 <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210004/20230210004-1.pdf> 令和7年5月1日閲覧）

（参考）課徴金アプローチの検討について

- ・2005年（平成17年）に附属書VIが採択された直後、国内担保の方法として、環境省では課徴金を検討した経緯がある。当時、**課徴金については、不当な利得の吐き出しによる社会的公平性の確保との考え方に基づくものとされていた。**
- ・しかし、2005年（平成17年）独占禁止法の改正によりその性質が変化して、不当利得の吐き出し相当分に加えて、金銭的不利益となる分まで徴収を行う行政上の制裁という性格が加えられた。以降、景品表示法の課徴金（2014年（平成26年）法改正により創設）を含め、課徴金は経済的不利益を課すことによる抑止効果等と説明されることが多くなってきた。すなわち、**導入当初は非制裁的であったが、現在では、制裁的側面を内包している。**

（金井貴嗣「総論・課徴金制度の改正」日本経済法学会年報第26号（2005年））

【論点2】 賦課金の算定委員会の設置の理由について

- ・南極地域での環境上の緊急事態への対応措置という費用算定が容易ではないものについて、その費用算定方法はどのようなものが想定できるかも課題。
- ・具体的には附属書VIの発効後に協議国会議を通じ具体的に調和していくことが必要であると考えられるが、発効前に検討を要する国内措置においては、具体的な事例もない中で所与の計算方法を適用することは難しく、一方で環境省が根拠なく金額を決めることもできないことから、アドホックに法定の会議体等を設置して専門家等により算定を検討することが適切であると考えられる（詳細は別添3-5-4参照）。

【論点3】C類型の発生要件の1つである、附属書VIに第6条2に規定する「迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合」と、「環境上の緊急事態」発生時のフローとの関係

- ・附属書VIに第6条2に規定する「迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合」については、附属書VI採択時の第28回南極条約協議国会議（2005年）ファイナル・レポート、パラ(109)において、次の3つの状況があるとの解釈が示されている。

- ①対応措置がとられなかった場合
- ②対応措置がとられたが、迅速でなかった場合
- ③対応措置がとられたが、効果的でなかった場合

- ・①については、論理的に言えば、対応措置が技術的に可能であるが実施しない場合と、そもそも対応措置がその時点の技術では不可能な場合の2つのパターンがあると考えられる。

第28回南極条約協議国会議（2005年）ファイナル・レポート

Item 8: The Question of Liability as referred to in Article 16 of the Protocol

(109) Also in the context of this draft article, it was noted that the **expression “should have taken prompt and effective response action but did not”** was intended to encompass **three situations: where no response action had been taken; where response action had been taken but it was not prompt; or where response action had been taken but it was not effective.**

- ・上記の①～③と、「偶然の事故」の発生、「環境上の緊急事態」の判断、「対応措置」の実施に至るまでのフロー（別添3-2「環境上の緊急事態」の定義及び発生時のフロー）との関係を次のとおり整理する。

- ①対応措置がとられなかった場合

⇒技術的に不可能な場合は下記フローの①に該当して、C類型に至る。

⇒技術的に可能な場合は、環境大臣の措置命令が発出され、以後のフローのとおり対応される。

- ②対応措置がとられたが、迅速でなかった場合

⇒下記フローの②に該当。

環境大臣の措置命令が発出されることにより、南極環境保護法の枠組においては、「迅速ではなかった」と整理することとしたい。

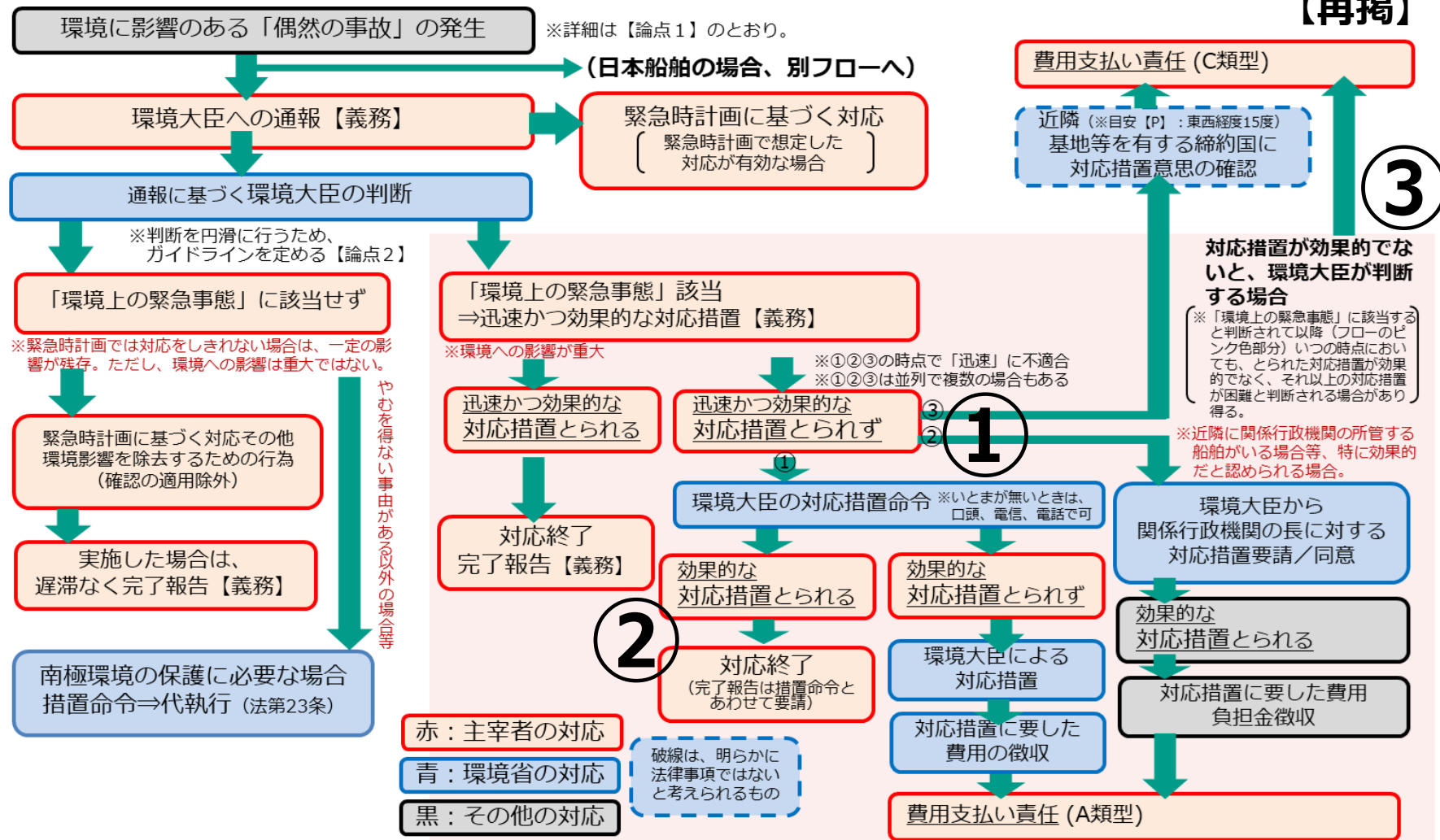
一方、当初は対応措置をとらなかったが、措置命令により初めて効果的な対応措置がとられた場合、「環境上の緊急事態」は解決していることから、南極環境保護法の枠組において「迅速ではなかった」ことを理由にC類型とするのは、合理的ではない。このため、下記フローでは「対応終了」とする。

- ③対応措置がとられたが、効果的でなかった場合

⇒下記フローの③に該当し、C類型に至る。

対応措置をとらない主宰者の責任（C類型：いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合の責任）

【再掲】



概要

- 対応措置をとるべきであったとされる時点において、環境上の緊急事態が発生した場所における対応措置が技術的に不可能である場合もあることから、見積りや積算が困難な場合もある。
- 現時点では、算出方法について、特定の方向性を定めることは困難であり、ヒアリング、他事例の参照、見積り取得、積算等、算定が多様な方法で行われうることを確認したい。

【附属書VIにおける関係規定】

第六条 責任

- 2 (a) 国の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、当該主宰者は、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払う責任を負う。
- (b) 国以外の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、当該主宰者は、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。当該金額は、第十二条に規定する基金、当該主宰者の締約国又は次条3に規定する制度を執行する締約国に直接支払われる。当該金額を受領した締約国は、第十二条に規定する基金に対し、当該主宰者から受領した金額と少なくとも同額の拠出を行うため最善の努力を払う。

対応案

（その他行政上の措置）

- ・ 委員会の設置に関する細則等において、算定方法は、次の例のとおり多様に想定され、対応措置がとられなかった環境上の緊急事態の様態に応じて、その都度検討するという、基本的な考え方を記載する。
 - ヒアリング（サルヴェージ会社、海上保安機関、専門家等）
 - 他の類似事例、関係事例の参照（油汚染事故、航空機事故の対応事例）
 - 見積り取得（※可能な場合に限る。仮定の事例、想定の実例では見積りを出すことができない場合が多いと想定）
 - 積算（サルヴェージ会社の持つ標準費用等を参考とする）

【参考】日本にあるサルベージ会社へのヒアリング（令和6年2月） 概要

- ・南米のチリに協力会社があり、海難の種類や状況によって、対応する機材や船団の隻数、救助員の人数は大きく異なるため、一律の予算は決められないが、大まかな費用感は計算できる。
- ・船の燃料などの関係からも基地点となる国が必要になる点から、オーストラリアを基地点とし、オーストラリアで機材と人材を日本の船からチリの船へ移動させることが1つの想定例である。

（令和5年度環境保護に関する南極条約議定書附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務報告書より）

【論点1】国の主宰者の場合の金額の算出に係る留意事項

- ・「国の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったとき」への基金への支払い責任及びその金額については、附属書VI第7条5及び6に基づき、南極条約協議国会議の決定（Decision）が必要とされることに留意が必要。
- ・我が国の国の主宰者に当該責任が生じた場合には、費用を算定する委員会における検討を踏まえ、南極条約協議国会議に対して、附属書VI第7条5及び6に基づく、責任の内容及び金額についての決定（Decision）案を提出し、各国の理解を求めることになると考えられる。
- ・特に、我が国における金額の算出方法について、各国の理解が得られるものであることが重要であることから、他国における事例が発生した場合はその内容を検討し、必要に応じて、我が国における金額の算出方法を検証する必要がある。

概要

(A～C類型共通)

- **A類型で徴収する額、B類型で請求できる額、C類型で賦課する額については、附属書VI第9条に基づく限度額以内の額であることを規定する。**

【附属書VIにおける関係規定】

第九条 責任の限度額

- 1 各主宰者が環境上の緊急事態について第六条1又は2の規定に従い責任を負う限度額は、次のとおりとする。
- (a) 船舶が関係する事故から生ずる環境上の緊急事態については、
- (i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR
- (ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得たSDRと(i)のSDRとを合算したSDR
- 二千トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR
- 三万トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR
- 七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR
- (b) 船舶が関係しない事故から生ずる環境上の緊急事態については、三百万SDR

対応案

(南極環境保護法等の改正)

- ・ **A類型**：措置命令によっても効果的な対応措置がとられない場合は、環境大臣が対応措置をとることができることとし、その後、当該対応措置に要した費用を徴収することができることとする【以上、別添3-5-1から再掲】とともに、**徴収する額は、附属書VIで定める金額以内であることを規定する。**
- ・ **B類型**：主宰者が行う南極地域活動により生じた環境上の緊急事態について、環境保護に関する南極条約議定書附属書VIの締約国等が、附属書VI第5条2に基づき対応措置を実施した場合において、当該締約国は主宰者に対して、対応措置に要した費用の支払を請求することができることを規定する【以上、別添3-5-2から再掲】とともに、**請求できる額は、附属書VIで定める金額以内であることを規定する。**
- ・ **C類型**：主宰者の活動から生じた環境上の緊急事態について、いずれの締約国も対応措置をとらない場合（C類型に該当する事案が発生した場合）に、とられるべきであった対応措置の費用に相当する費用を、主宰者に賦課する（対応措置不履行賦課金）ものとする規定を置く【以上、別添3-5-3から再掲】とともに、**賦課できる額は、附属書VIで定める金額以内であることを規定する。**

主宰者が負う責任の限度額について



- ・同一の環境上の緊急事態について、A類型、B類型、C類型の2つ以上が同時に発生した場合は、それぞれの合計額が、附属書VIで定める金額以内であることを規定する。（※参考：ノルウェーも法律において同様の規定を設けている（p4参照））

【参考】海事債権についての責任の制限に関する条約に規定する限度額について

- ・附属書VI第9条1において、船舶が関係する責任の限度額については、附属書VI採択当時の1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書と同じ額が規定されている。
- ・なお、同議定書は、2009年にオーストラリア東部沖合で発生した大規模な燃料油流出事故をきっかけに、2012年に改正され、責任限度額が1.51倍引き上げられたため、現在は同じ額ではない。このような動向を踏まえ、附属書VIの発効後に、附属書VI第9条4（3年に1回等の限度額の見直し検討）の規定に基づき、限度額の見直しが検討される可能性があると考えられる。
- ・また、イギリス、アメリカ（※法案）、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツについては、附属書VIに規定する責任の限度額を国内法に規定している（環境省調べ）。

※海事債権についての責任の制限に関する条約と、附属書VIの関係については、引き続き整理中。

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書における責任の限度額

- ・2,000t以下のトン数の船舶 100万SDR
 - ・2,000tを超えるトン数の船舶については、2,000tを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位との計算単位とを合算した計算単位
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 2,001tから30,000tまでの部分 | トン当たり400SDR |
| 30,001tから70,000tまでの部分 | トン当たり300SDR |
| 70,001tを超える部分 | トン当たり200SDR |

（附属書VI第9条1と同じ額）

1996年の議定書の改正（2012年）における責任の限度額

- ・2,000t以下のトン数の船舶 151万SDR
 - ・2,000tを超えるトン数の船舶については、2,000tを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位との計算単位とを合算した計算単位
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 2,001tから30,000tまでの部分 | トン当たり604SDR |
| 30,001tから70,000tまでの部分 | トン当たり453SDR |
| 70,001tを超える部分 | トン当たり302SDR |

（附属書VI第9条1の額の1.51倍）

(参考) 各国国内法における責任の限度額について



●ドイツ

第12条 責任の上限

- (1) 事業者が、環境上の緊急事態ごとに第8条、第9条及び第10条に基づいて**責任を負いうる最高額**は300万SDRである。
- (2) 船舶がかかわる事件から生じる環境上の緊急事態については、第1講の規定とは別に、**事業者が環境上の緊急事態ごとに追いうる最高額**は以下の通りとなる。(以下、附属書VIと同様の金額のため省略)

●米国

(g) 各民間事業者が、各環境上の緊急事態に関して、サブセクション2406(a)、2406(k)又は2406(l)の下で**責任を負い得る対応措置の費用の最高額**は以下の通りである。

(i) 船舶が関わる事件から生じる環境上の緊急事態については、(以下、附属書VIと同様の金額のため省略)

●英国

43 附則 Section 4> 民事責任：補則> 財政的上限

- 1 (1) セクション2及び3は、いかなる事件においても本パラグラフに明記される**上限を超える金額の支払を要求するものではない**。
- (2) 船舶がかかわる事件から生じる環境上の緊急事態に関連する上限は以下の通りである (以下、附属書VIと同様の金額のため省略)

●オーストラリア

支払額の上限

(2) **金額は以下を超えてはならない**：

- (a) 環境上の緊急事態がこのような緊急事態を生じさせる意図を持って行われたか、又は、無謀にかつこのような緊急事態が起こるだろうことを了知して行われた事業者の作為又は不作為から生じた場合—締約国が対応措置をとる上で負担した費用、又は
- (b) あるいは一次のうち金額が少ない方を適用：
- (i) 締約国が対応措置をとる上で負担した費用；

●ニュージーランド

37H 責任の金額の上限

- (1) セクション37E又は37Fの下における**責任の金額は、附属書VIの第9(1)条の(a)及び(b)項(第9(2)条にしたがう。)に述べられた上限にしたがう**。これらの項は、第9(4)条にしたがい随時に改正される。

●ノルウェー

第31節 責任の上限

- ・船舶にかかわらない事件については、責任ある事業者が第27節又は第28節第1段落のもとに**責任を負いうる最高額**は、いずれの事件においても上限300万SDRである。
- ・船舶にかかわる事件については、ノルウェー海上規則第171項のもと、同規則第9章に定める規定に従い責任ある事業者の責任を制限しうる場合に適用される限り、それらの規定が適用される。
- ・責任ある事業者が同海上規則第9章の対象とならない場合における船舶にかかわる事件については、責任ある事業者が第27節又は第28節第1段落のもとに責任を負いうる最高額は(以下、附属書VIと同様の金額のため省略)
- ・第1および第3段落に定める**責任の上限は、同事件で発生する個別の責任ある事業者に対する請求の合計金額に適用される**。

概要

- B類型に該当する事案が発生し、対応措置費用の支払を請求する場合における、民事訴訟による裁判管轄について、附属書VI第7条1に規定される内容は民事訴訟法で担保されている。
- 他の締約国において手続きをした事業者の請求における民事訴訟による裁判管轄についても、民事訴訟法で担保されている。

【附属書VIにおける関係規定】

第七条 訴え

- 1 国以外の主宰者の責任に対する訴えであって前条1の規定に基づくものは、第五条2の規定による対応措置をとった締約国のみが提起することができ、また、当該訴えは、当該国以外の主宰者が、設立され、又は自己の主たる営業所若しくは常居所を有する一の締約国の裁判所にのみ提起することができる。ただし、当該国以外の主宰者が、いずれの締約国においても設立されていない場合又はいずれの締約国にも自己の主たる営業所若しくは常居所を有しない場合には、当該訴えは、第二条（d）に規定する主宰者の締約国の裁判所に提起することができる。賠償の請求についての当該訴えは、対応措置の開始の日又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日のいずれか遅い日から三年以内に提起する。いかなる場合にも、国以外の主宰者に対する訴えは、対応措置が開始された後十五年以内に開始する。
- 2 各締約国は、自国の裁判所が1に基づく訴えを受理するために必要な管轄権を有することを確保する。
- 3 各締約国は、自国の国内法に従い、第二条（d）に規定する自国の主宰者であって国以外のもので及び可能な場合には、当該各締約国において設立され、又は当該締約国に自己の主たる営業所若しくは常居所を有する主宰者であって国以外のものについて、自国の国内法に従い、前条2（b）の規定を実施するための制度が存在することを確保する。各締約国は、議定書第十三条3の規定に従い、他の全ての締約国に対し、当該制度について通報する。この3の規定に基づき国以外の主宰者に対して前条2（b）の規定を実施することができる締約国が複数ある場合には、これらの締約国は、いずれの締約国が執行措置をとるべきかについて、これらの締約国の間で協議すべきである。この3に規定する制度は、当該制度を適用しようとする締約国が環境上の緊急事態を知った日の後十五年を経過した後に適用してはならない。

対応案

- ・ **南極環境保護法に基づく確認申請を行った主宰者**（南極環境保護法第2条（適用範囲）に規定する外国の法人を含む）については、附属書VI第七条1に規定する訴えを日本の裁判所に提起することについては、次表①③のとおり**民事訴訟法でカバー済み**（原告：環境上の緊急事態への対応措置をした締約国、被告：迅速かつ効果的な対応措置をとらなかった主宰者）
- ・ **他の締約国が、当該締約国において手続きをした事業者に対する請求権行使のため、日本の裁判所に訴えを提起することについては、次表②のとおり民事訴訟法でカバー済み。**

日本の裁判所に訴えが生じる場合	民事訴訟法における対応が可能な根拠
①日本で設立され、又は自己の主たる営業所若しくは常居所を有する主宰者が、南極環境保護法に基づく確認申請。 環境上の緊急事態を生じさせ、他の締約国が対応措置 ⇒他の締約国が日本の裁判所に訴え	・日本で設立された主宰者（法人）の場合は、民事訴訟法第3条の2第3項の規定により裁判を受けることが可能 ・自己の主たる営業所を有する主宰者（法人）の場合は、同上 ・常居所を有する主宰者（自然人）の場合は、民事訴訟法第3条の2第1項の規定により裁判を受けることが可能
②日本で設立され、又は自己の主たる営業所若しくは常居所を有する主宰者が、外国（A国）で手続き。 環境上の緊急事態を生じさせ、他の締約国（B国）が対応措置 ⇒他の締約国（B国）が、（A国の裁判所ではなく）日本の裁判所に訴え	・①と同じ理由で、民事訴訟は可能。
③締約国以外で設立され、又はいずれの締約国においても、自己の主たる営業所若しくは常居所を有しない主宰者が南極環境保護法に基づく確認申請を行い、環境上の緊急事態が発生し、他の締約国が対応措置 ⇒他の締約国が日本の裁判所で訴え	・日本国内に事務所を有する外国の法人は南極環境保護法の適用対象であり（当該外国が締約国以外である場合においても）、民事訴訟法第3条の3第4号（事務所又は営業所が日本にある）の規定により、裁判の被告となることが可能

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（被告の住所等による管轄権）

第三条の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2 （略）

3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（契約上の債務に関する訴え等の管轄権）

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一～三 （略）

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの 当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

五 日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え 当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。

南極環境保護法（平成9年法律第61号）

（適用範囲）

第二条 この法律は、日本国民及び日本国の法人並びに日本国内に住所を有する外国人及び日本国内に事務所を有する外国の法人（当該事務所
に所属する従業員が当該法人の業務に関し、南極地域活動をし、又は南極地域活動の主宰に関与する場合に限る。）に適用する。

【論点1】 他の締約国からの訴えについて、日本国内で管轄する裁判所を定める必要性

- ・ B類型に該当する事案が発生した場合、他の締約国は、対応措置をとる過程で主宰者の住所を含めた基本的な情報は把握されることになると考えられる。このような基本的な情報をもとに、主宰者の住所地を管轄する地方裁判所に訴えることができる。
- ・ 管轄する裁判所を特別に定めないことによる特段の支障は生じないので、定めは不要であると考えられる。

【参考】船舶油濁等損害賠償保障法における取扱い

- ・ 船舶の船籍の所在地、船舶の所在地、損害を受けた船舶が最初に到達した地等、訴える裁判所を決めるにあたり、さまざまな要因がある場合には、管轄する裁判所を定めた方が迅速に対応できるものと考えられる。

船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）

（タンカー油濁損害賠償請求事件の管轄）

第十一条 第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴えは、他の法律により管轄裁判所が定められていないときは、最高裁判所が定める地の裁判所の管轄に属する。

船舶油濁等損害賠償責任制限事件等手続規則（昭和51年最高裁判所規則第3号）

（タンカー油濁損害賠償請求事件等の裁判籍）

第一条 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「法」という。）第十一条（法第三十九条第二項及び第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）の地は、東京都千代田区とする。

概要

- 締約国がとった対応措置の費用支払いに関する我が国主宰者の責任を担保するため、上限額までの金銭上の保証を維持することを、南極環境保護法において義務付ける。
- 金銭上の保証の維持の確認は、主宰者に、船舶運航区間、陸上移動区間などの行程ごとにたてさせる金銭上の保証計画により行う。
- これら金銭上の保証計画は、主宰者自らが対応措置をとる時にも利用可能であることも、確認申請制度において、確認するものとする。

【附属書VIにおける関係規定】

第十一条 保険その他の金銭上の保証

- 1 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額を超えない範囲の第六条1の規定に基づく責任を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付ける。
- 2 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額を超えない範囲の第六条2の規定に基づく責任を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付けることができる。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、自国の国の主宰者（科学的調査を促進する活動を実施する主宰者を含む。）については、自家保険を維持する方法によることができる。

対応案

（南極環境保護法の改正等）

- ・ 南極地域活動計画申請の申請書の記載事項（第6条）に、対応措置費用に係る金銭上の保証計画（以下「金銭上の保証計画」という。）を追加する。ただし、国の主宰者の場合は、記載を要しない旨を規定する。
- ・ 計画上保証された額が附属書VIで定める責任の限度額以上であることを、南極地域活動計画の確認の基準に加える。
- ・ 明らかに環境上の緊急事態が発生しえない活動（徒歩等人力の労力による活動を想定）については、金銭上の保証計画を免除することも検討する。

A類型、B類型に該当する事案が発生した場合における金銭上の保証



(南極環境保護法施行規則の改正)

- ・南極地域活動計画確認申請書の様式に、金銭上の保証計画を作成したことを記載する欄を設け、別紙として提出することを定める。
- ・別紙として提出する金銭上の保証計画の記載項目を、規定する。記載項目については、①主宰者自ら対応措置をした場合、②A類型の場合（環境大臣等が対応措置を行った場合に費用を徴収する場合）、③B類型の場合（他の締約国が対応措置を行った費用を支払う場合）のいずれの場合も利用可能であることを明記させることを含める。

(その他行政上の措置)

- ・金銭上の保証計画の記載例を、通知で定める。
- ・南極地域活動計画の確認の基準（金銭上の保証計画の実効性が確保されたものであること）への適合を審査する際の考え方を、通知で定める。
- ・金銭上の保証計画は、確認申請の添付書類として位置づける予定。この場合であって、金銭上の保証計画の内容が偽りであった場合には、「偽りその他不正の手段により確認を受けた」ものとして罰則の対象となる（南極環境保護法第30条第2号）。このような対応により、金銭上の保証計画の実効性を確保したい。

【論点1】C類型については、金銭上の保証を義務づけない理由

- ・A類型、B類型については、上限額まで保険その他の金銭上の保証の保持についての義務付けを行う一方、C類型については、保険その他の金銭上の保証を義務付けない。
- ・これは、附属書VI第11条において、締約国が主宰者に対し金銭上の保証を義務付けることについて、締約国が対応措置をとった場合（A類型及びB類型）は義務とされる（附属書VI第11条1）が、同条2において、いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合（C類型）は、「義務付けることができる」との規定であり（附属書VI第11条2）、義務ではないと区別されていることによる。
- ・なお、A類型及びB類型について、保険以外により金銭上の保証をした場合については（例えば、預金など）、C類型においても利用できる可能性があると言える。

【論点2】国の主宰者に関する金銭上の保証の考え方について

- ・附属書VI第11条3において、国の主宰者は、自家保険を維持することができるとされている。このため、国の主宰者の場合は、各省庁が「環境上の緊急事態」の対応措置に費用な予算措置を行うことで対応する。

【論点3】金銭上の保証計画の考え方（主宰者に対する保険加入義務ではないこと）

- ・仮に、金銭上の保証について、南極地域活動計画におけるすべての行程において、主宰者が保険加入している状態を保持することを重要視すると、現時点で、商業的に利用可能な保険がないため、対応が困難になる。
（例えば、海域における環境上の緊急事態への対応の場合、P&I保険加入者は船主であり、主宰者ではないことから、主宰者がP&I保険に加入できない以上、対応は困難ということになってしまう。また、「船主のみが主宰者になることができる」とすることも、附属書VIの範囲を超える過剰な規制となる。）
- ・したがって、主宰者に求められる「金銭上の保証の維持」については、①主宰者自身が（加入できる保険があつて当該保険に加入することなどで）金銭を保証する証書をもっていることだけではなく、②主宰者自身の持つ保険以外の金銭上の保証（預金など）、③南極地域活動を行うため主宰者が委託、請負、利用する者が金銭的な保証を持ち、それが環境上の緊急事態の対応に利用可能であることが示された書類があることも含まれることとすべき。
- ・以上を踏まえると、主宰者が金銭上の保証に関する計画をもっていることを求めるアプローチが現実的である。
- ・なお、活動の内容によっては、環境上の緊急事態が生じ得ない「小規模な活動」も考えられ（例えば、徒歩や人力による場合）、こうした活動を行うことについて金銭上の保証を求める必要がないものと考えられる。
- ・南極地域活動の行程中、当該「小規模な活動」を行う区間については、金銭上の保証に関する計画を記載することを要しないこととするのが現実的である。

（参考）既に附属書VIを締結している他の締約国の考え

- ・既に附属書VIを締結している他の締約国では、観光事業者が生じさせるリスクのある環境上の緊急事態は「船舶からの油と有害液体物質等の流出」のみとして、既存の保険商品（P&I保険等）でカバーできているものと捉える見解がある。
- ・また、金銭上の保証の保持は事業者の責任であり、保険商品を商業的に利用できるようにすることは国の責任ではないという見解が見られる。
- ・上記の検討は、このような考え方も参考にした。

【論点4】金銭上の保証計画に活用できる保証等の事例

種類	想定される事例	証明できる書類
① 主宰者自身が加入できる保険	・主宰者が船舶所有者である場合については、船舶の運航部分についてP&I保険が利用可能 ・その他、主宰者が加入できる保険は現時点で該当がない。	
② 主宰者自身の持つ保険以外の金銭上の保証	・主宰者の預金	・銀行等の預金残高証明書
	・主宰者の資産	・株式、不動産等を保有し、それを売却した場合にその金額が分るもの。
	・主宰者による資金調達契約（行為者等を含めた者が主宰者に資金を譲渡し、環境上の緊急事態が発生しない場合には得た資金を返却する契約を締結）	・契約書 ・銀行等の預金残高証明書
	・主宰者による条件付き借用契約	・契約書 ・「環境上の緊急事態」が発生した場合（条件）に、借金が行われる契約内容にする。
③ 南極地域活動を行うため主宰者が委託、請負、利用する者が金銭的な保証を持ち、それが環境上の緊急事態の対応に利用可能であることが示された書類があること	【船舶の運航の場合】 ・主宰者と船舶運航会社との間での環境上の緊急事態への対応措置費用支払いの確約	・船舶のP&I保険証書 ・対応措置が行われる場合にP&I保険を利用することの契約書又は念書
	【飛行機の運航の場合】 ・運行会社の預金	・銀行等の預金残高証明書
	【陸上乗り物の運行の場合】 ・運行会社の預金	・銀行等の預金残高証明書

A類型、B類型に該当する事案が発生した場合における金銭上の保証



【論点5】金銭上の保証計画の具体的なイメージ

行程 (移動方法)	保証計画内容 (例・案)	提出書類 (例・案)	適用関係留意事項
大型船舶 (海域)	・主宰者がチャーターする船舶又は乗船券を購入した船舶が、P&I保険に加入していることをもって、保証	・当該船舶のP&I保険証書 (又は、船舶油濁損害賠償保障法第44条に基づく保障契約証明書) ・主宰者と船舶運航会社との間で取り交わした、環境上の緊急事態が生じた場合に、対応措置を行うこと、また、対応措置が行われる場合にP&I保険を利用することの契約書又は念書	・ 船舶油濁損害賠償保障法 では、入港船舶(100トン以上の外航船舶)に対し、損害(燃料油による汚染、座礁船等の撤去費)を賠償するための保険(※P&I保険)の加入の義務付け等を措置。
雪上車 (陸域)	・主宰者の預金により保証 (※A国南極観測隊の雪上車を借り上げるが、雪上車に関する保険等がないため) (※燃料タンク150リットルの雪上車5台(燃料:750リットル)で移動するため、「小規模な活動」に該当しない。)	・主宰者の口座の残高証明書(300万SDR相当以上の預金があることを示すもの)	
宿泊施設 (陸域)	・B国南極観測隊の基地に宿泊。 ・この部分は、B国の議定書担保法に基づく対応となり、南極環境保護法上の届出となる。 (基地の管理運営において環境上の緊急事態が生じた場合は、B国が対応措置を実施するため、保証は不要)	(確認申請ではなく、届出となるため、書類不要)	・基地の管理運営について、環境上の緊急事態が発生しえないとは言い切れないが、国以外の主宰者が主宰する活動において、基地に滞在する場合は、当該基地を管理運営する締約国が環境上の緊急事態に対応するものとする。
小型船舶 (海域)	・船外機船(ゾディアック)は、総トン数ゼロ(=2000トンを超えない)であるため、責任の上限は100万SDRとなる。	・船外機船(ゾディアック)が環境上の緊急事態を発生させた場合に適用できる保険はないため、主宰者の口座の残高証明書(100万SDR相当以上の預金があることを示すもの)で対応。	
徒歩 (陸域)	・環境上の緊急事態が生じ得ない小規模な活動であり、保証不要	・不要	・徒歩等人力の労力による場合(ドローンやカメラ等の機材の使用を含む)についてのみ、「環境上の緊急事態が発生し得ない小規模な活動」と位置づけ、この区間における金銭上の保証を免除することが合理的。【要検討】
飛行機 (空域)	・主宰者の預金により保証(主宰者がチャーターする航空機が加入する保険の対象が、機体、第三者賠償責任、搭乗者傷害、遭難救助費用、事業継続、貨物賠償のみであり、環境上の緊急事態を対象としていないため) ・なお、主宰者が環境上の緊急事態の対応措置を行った場合の費用は、航空機会社に請求する予定。	・主宰者の口座の残高証明書(300万SDR相当以上の預金があることを示すもの)	

【ドイツ】

- ・事業者は、遅くとも南極での活動開始までに、保険、銀行または類似の金融機関の保証、その他の財務的保証に関する担保を連邦環境庁に担保する。（§13（1））
- ・事業者は、保険又はその他財務的保証の根拠となる契約の複製により、連邦環境庁に上記の内容を証明する。（§13(3)）
- ・国家事業者は、担保供与の義務を自家保険により履行できる。（§13(4)）

【米国】（法律案）

- ・附属書第11条1-2と同様の規定（§2406(j)）

【英国】

- ・保険またはその他の財政的保障を確保しなくてはならない。（6）
- ・違反は罰則対象。（6(7)）

【オーストラリア】

- ・保険または財政的保障の保持が南極での活動許可の取得条件として義務づけられている(13BE(c))

【ノルウェー】

- ・事業者は環境上の緊急事態に対する責任に関する規則に従うため、保険やその他の財的保障を保持しなくてはならない（§12）
- ・補償額については、ノルウェー極地研究所が決定する。（§12）